

# 綾 部 市 公 報

番 号 第 6 9 0 号  
発行日 令和元年 1 2 月 2 日  
発行所 綾部市役所

## 目 次

### ○ 告 示

- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示  
(市民・国保課) . . . 1
  - 地縁団体変更告示 (七百石町自治会)  
(市民協働課) . . . 2
  - 綾部市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱の一部改正  
(建築課) . . . 3
  - 令和元年綾部市議会 1 2 月定例会招集告示  
(総務課) . . . 4
  - 綾部市指定地域密着型サービス事業者廃止告示  
(高齢者支援課) . . . 5
- ### ○ 公 告
- 公示送達  
(税務課) . . . 6
  - 崩水路・農地、出ヶ下・蓮花坊水路、高岸水路・道路、南谷農地復旧工事条件付一般競争入札について  
(監理課) . . . 7
  - 尻坂水路・道路復旧工事条件付一般競争入札について  
(監理課) . . . 17
  - 兵谷・ケンカイ農地、ハトチ水路復旧工事条件付一般競争入札について  
(監理課) . . . 27
  - 仲田・屋河内農地復旧工事条件付一般競争入札について  
(監理課) . . . 37

- マンホールポンプ設置 (1 - 2) 工事条件付一般競争入札について  
(監理課) . . . 47
- 市道二瀬川土居付線 (高柳橋) 橋梁補修工事条件付一般競争入札について  
(監理課) . . . 57
- 所有者の判明しない動物の収容について  
(保健推進課) . . . 67
- 公示送達  
(税務課) . . . 68
- 公示送達  
(市民・国保課) . . . 69
- 滝谷道路、上ノ段・出ノ谷・八幡農地復旧工事条件付一般競争入札について  
(監理課) . . . 70
- 柳原水路・道路、川原田・前田・宮ノ上農地、遠坂道路復旧工事条件付一般競争入札について  
(監理課) . . . 81
- 栢の木池、出会農地、森宗水路復旧工事条件付一般競争入札について  
(監理課) . . . 92
- 初・東石ノ隈・深ヶ農地、上初田水路復旧工事条件付一般競争入札について  
(監理課) . . . 102
- 公共下水道舗装復旧 (1 - 2) 工事、市道井倉北大橋 2 号線改良工事条件付一般競争入札について  
(監理課) . . . 113

- ・ 里山交流研修センター幸喜山  
 荘改修工事条件付一般競争入  
 札について  
 (監理課)・・・123
- ・ 綾部市下水道排水設備指定業  
 者の公表  
 (下水道課)・・・133
- ・ 公示送達  
 (税務課)・・・134
- ・ 綾部市入札参加資格審査申請  
 について  
 (監理課)・・・135
- ・ 綾部市職員採用試験について  
 (職員課)・・・148
- 教育委員会告示
  - ・ 令和元年度第10回綾部市教  
 育委員会招集告示  
 ・・・155
- 選挙管理委員会告示
  - ・ 公職選挙法第22条第1項の  
 規定による選挙人名簿の登録  
 日  
 ・・・156

綾部市告示第201号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和元年 11月5日

綾部市長 山崎善也

| 証交付年月日      | 証記号・番号      | 生年月日        |
|-------------|-------------|-------------|
| 平成30年 4月 1日 | 綾0111-12013 | 昭和21年 5月19日 |
| 平成30年 4月 1日 | 綾0219-55002 | 昭和23年 7月20日 |
| 平成30年 4月 1日 | 綾0224-15003 | 昭和40年 3月 2日 |
| 平成30年 4月 1日 | 綾0409-61002 | 昭和46年 8月 9日 |
| 平成30年 4月 1日 | 綾0411-81001 | 昭和33年 6月18日 |
| 平成30年 8月10日 | 綾0701-32044 | 昭和25年 5月 6日 |
| 令和 元年 7月17日 | 綾0703-21011 | 昭和22年12月 3日 |
| 平成30年 4月 1日 | 綾0802-32002 | 昭和23年 1月27日 |
| 平成30年 4月 1日 | 綾0810-25005 | 昭和32年 9月14日 |
| 平成30年 4月 1日 | 綾0839-72006 | 昭和24年 4月13日 |
| 平成30年 4月 1日 | 綾1202-51002 | 昭和27年 3月16日 |
| 平成30年 4月 1日 | 綾1209-15008 | 昭和62年10月25日 |

綾部市告示第 2 0 2 号

地縁による団体「七百石町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和元年 1 1 月 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

規約に定める目的を次のように変更する。

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧の回付、定例組集会等区域内の住民相互の連絡網体制の維持
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備及び環境衛生の普及
- (3) 集会施設及び児童公園の維持管理
- (4) 森林の造成及び育林
- (5) 共有財産の造成及び管理
- (6) 区域内住民の文化及び農村文化の発展向上
- (7) 体育行事の開催等、区域内住民の親睦と健康の維持・増進
- (8) 子供の日ほか行事の開催及び助成等、区域内青少年の健全育成と地域後継者の育成
- (9) 区域内会員と高齢者、障がい者、児童等の地域福祉の増進と支援体制の確立
- (10) 防災及び防犯、交通安全対策に関する事業
- (11) 公民館活動による社会教育の推進
- (12) 行政機関との連絡調整
- (13) その他本会の目的を達成するための事業

2 変更の年月日

令和元年 1 1 月 5 日

3 変更の理由

自治会組織における役職の再編による。

綾部市告示第 2 0 3 号

綾部市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱（平成 2 1 年綾部市告示第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 1 1 月 1 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 2 号中「（時刻歴応答計算による方法を除く。）」を削る。

附 則

この告示は、令和元年 1 1 月 1 8 日から施行する。

綾部市告示第 2 0 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条の規定に基づき、令和元年 1 2 月 3 日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和元年 1 1 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第209号

次の指定地域密着型サービス事業者から介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）法第115条の25第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、法第115条の30第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年12月3日

綾部市長 山崎 善也

- 1 申請者の名称 綾部市地域包括支援センター
- 2 サービスの種類 介護予防支援
- 3 事業所の名称 綾部市地域包括支援センター
- 4 事業所の所在地 京都府綾部市若竹町8番地の1
- 5 指定事業所番号 2601800010
- 6 廃止の年月日 平成30年3月31日

綾部市公告第 1 7 6 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和元年 1 1 月 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

## 綾部市公告第177号

現年発生農地等災害復旧事業、崩水路・農地、出ヶ下・蓮花坊水路、高岸水路・道路、南谷農地復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年11月11日

綾部市長 山崎 善也

## 1 工事概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 工事番号 | 第501 128号  |
| (2) 工事名  | 崩水路・農地、出ヶ下・蓮花坊水路、高岸水路・道路、南谷農地復旧工事  |
| (3) 工事場所 | 綾部市上杉町外（別添位置図参照）   |
| (4) 工事概要 | 崩水路 L = 30.0 m<br>土砂浚渫工 V = 9 m <sup>3</sup><br>崩農地 A = 0.01 ha<br>土砂浚渫工 V = 34 m <sup>3</sup><br>出ヶ下水路 L = 50.0 m<br>土砂浚渫工 V = 25 m <sup>3</sup><br>蓮花坊水路 L = 31.0 m<br>土砂浚渫工 V = 238 m <sup>3</sup><br>倒木撤去工 V = 7 m <sup>3</sup><br>高岸水路 L = 59.4 m<br>土砂浚渫工 V = 79 m <sup>3</sup><br>高岸道路 L = 18.2 m<br>ふとん籠工（平積） L = 18.0 m<br>南谷農地 L = 8.0 m<br>ふとん籠工（2段積） L = 8.0 m |
| (5) 予定工期 | 令和元年12月10日から<br>令和2年 3月28日まで（110日間）  |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単

体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。

- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年11月11日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は410円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年11月14日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年11月15日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年11月中旬に電子入札

システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

## 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和元年11月21日（木）から  
令和元年11月22日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年11月25日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和元年11月29日（金）午前9時から午後6時まで  
令和元年12月2日（月）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出11月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和元年12月3日（火）午前9時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続きを行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人                          |                  | 主 任 技 術 者                          |
|---|------------------------------------|------------------|------------------------------------|
| 1 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

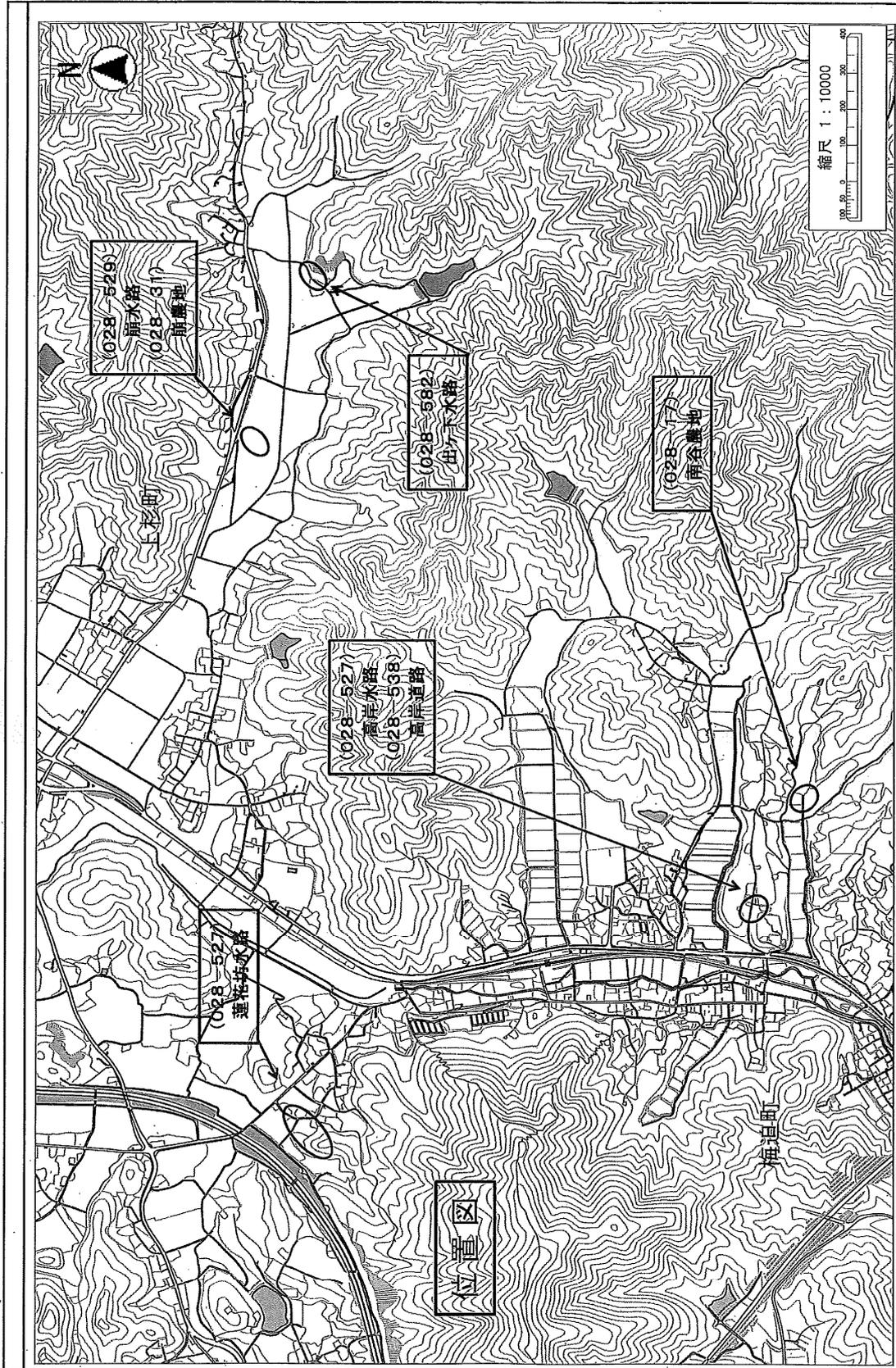
**2) 主任技術者**

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第178号

現年発生農地等災害復旧事業、尻坂水路・道路復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年11月11日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 工事番号 | 第501 129号  |
| (2) 工事名  | 尻坂水路・道路復旧工事  |
| (3) 工事場所 | 綾部市位田町（別添位置図参照）  |
| (4) 工事概要 | 尻坂水路 L = 363.3m  |
|          | 1工区 L = 16m 土砂浚渫工V = 1m <sup>3</sup>                         |
|          | 2工区 L = 55m 土砂浚渫工V = 7m <sup>3</sup>                         |
|          | 3工区 L = 19.5m  |
|          | 土砂浚渫工V = 2m <sup>3</sup> 、盛土V = 2m <sup>3</sup>              |
|          | 4工区 L = 11.5m  |
|          | 土砂浚渫工V = 3m <sup>3</sup> 、盛土V = 1m <sup>3</sup>              |
|          | 5工区 L = 31m 土砂浚渫工V = 9m <sup>3</sup>                         |
|          | 6工区 L = 28m 土砂浚渫工V = 14m <sup>3</sup> 、                      |
|          | 盛土V = 4m <sup>3</sup> 、倒木撤去工V = 1m <sup>3</sup>              |
|          | 7工区 L = 76.5m  |
|          | 土砂浚渫工V = 65m <sup>3</sup> 、倒木撤去工V = 8m <sup>3</sup>          |
|          | 8工区 L = 29m 土砂浚渫工V = 15m <sup>3</sup> 、盛土V = 6m <sup>3</sup> |
|          | 9工区 L = 36m 土砂浚渫工V = 5m <sup>3</sup> 、盛土V = 1m <sup>3</sup>  |
|          | 10工区 L = 21.5m   |
|          | 土砂浚渫工V = 1m <sup>3</sup> 、盛土V = 1m <sup>3</sup>              |
|          | 11工区 L = 12.3m 盛土V = 1m <sup>3</sup>                         |
|          | 12工区 L = 27m 土砂浚渫工V = 1m <sup>3</sup> 、盛土V = 6m <sup>3</sup> |
|          | 尻坂道路 L = 11.5m   |
|          | コンクリートブロック積工 L = 11.5m A = 26m <sup>2</sup>                  |
|          | 盛土復旧工 A = 27m <sup>2</sup>                                   |
| (5) 予定工期 | 令和元年12月10日から<br>令和2年 3月18日まで（100日間）                          |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請

に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年11月11日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は680円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年11月14日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年11月15日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、

監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年11月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和元年11月21日（木）から  
令和元年11月22日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年11月25日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和元年11月29日（金）午前9時から午後6時まで  
令和元年12月 2日（月）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出11月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年12月3日（火）午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1 綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人                          |                  | 主 任 技 術 者                          |
|---|------------------------------------|------------------|------------------------------------|
| 1 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

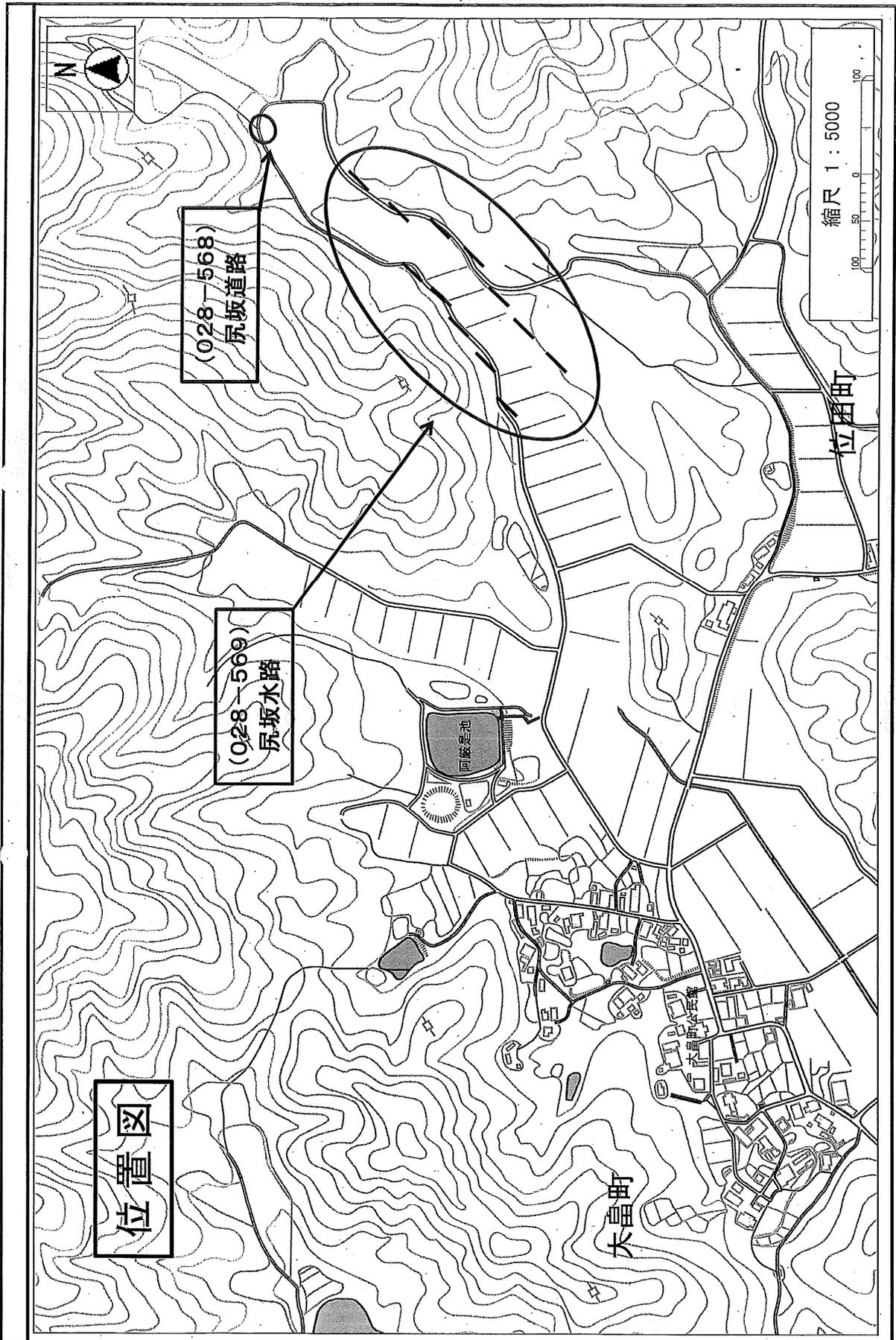
**2) 主任技術者**

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



## 綾部市公告第179号

現年発生農地等災害復旧事業、兵谷・ケンカイ農地、ハトチ水路復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年11月11日

綾部市長 山崎 善也

## 1 工事概要

- (1) 工事番号 第501 130号
- (2) 工 事 名 兵谷・ケンカイ農地、ハトチ水路復旧工事
- (3) 工事場所 綾部市上八田町 (別添位置図参照)
- (4) 工事概要 兵谷農地  $A = 0.12 \text{ ha}$
- 1 工区 土砂浚渫工  $V = 38 \text{ m}^3$
- 2 工区 土砂浚渫工  $V = 59 \text{ m}^3$
- 3 工区 土砂浚渫工  $V = 26 \text{ m}^3$
- 4 工区 土砂浚渫工  $V = 35 \text{ m}^3$
- 5 工区 土砂浚渫工  $V = 10 \text{ m}^3$
- ケンカイ農地  $L = 14.0 \text{ m}$
- 1 工区 ふとん籠工 (2段積)  $L = 5.0 \text{ m}$   
盛土復旧工  $A = 4 \text{ m}^2$
- 2 工区 ふとん籠工 (2段積)  $L = 6.0 \text{ m}$   
盛土復旧工  $A = 17 \text{ m}^2$
- ハトチ水路  $L = 9.0 \text{ m}$   
コンクリートブロック積工  $L = 9.0 \text{ m}$   $A = 36 \text{ m}^2$
- (5) 予定工期 令和元年12月10日から  
令和2年 3月18日まで (100日間)

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていな

いこと。

- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年11月11日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は410円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年11月14日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年11月15日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年11月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和元年11月21日（木）から  
令和元年11月22日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年11月25日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和元年11月29日（金）午前9時から午後6時まで  
令和元年12月 2日（月）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出11月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年12月3日（火）午前10時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

|   | 現 場 代 理 人                                  | 主 任 技 術 者                                  |
|---|--|--|
| 1 | (氏 名)                                      | (氏 名)                                      |
|   | 手 (工事名)<br>持 (請負金額)<br>工 (役職名)<br>事 (完了予定) | 手 (工事名)<br>持 (請負金額)<br>工 (役職名)<br>事 (完了予定) |
| 2 | (氏 名)                                      | (氏 名)                                      |
|   | 手 (工事名)<br>持 (請負金額)<br>工 (役職名)<br>事 (完了予定) | 手 (工事名)<br>持 (請負金額)<br>工 (役職名)<br>事 (完了予定) |
| 3 | (氏 名)                                      | (氏 名)                                      |
|   | 手 (工事名)<br>持 (請負金額)<br>工 (役職名)<br>事 (完了予定) | 手 (工事名)<br>持 (請負金額)<br>工 (役職名)<br>事 (完了予定) |
| 4 | (氏 名)                                      | (氏 名)                                      |
|   | 手 (工事名)<br>持 (請負金額)<br>工 (役職名)<br>事 (完了予定) | 手 (工事名)<br>持 (請負金額)<br>工 (役職名)<br>事 (完了予定) |
| 5 | (氏 名)                                      | (氏 名)                                      |
|   | 手 (工事名)<br>持 (請負金額)<br>工 (役職名)<br>事 (完了予定) | 手 (工事名)<br>持 (請負金額)<br>工 (役職名)<br>事 (完了予定) |

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

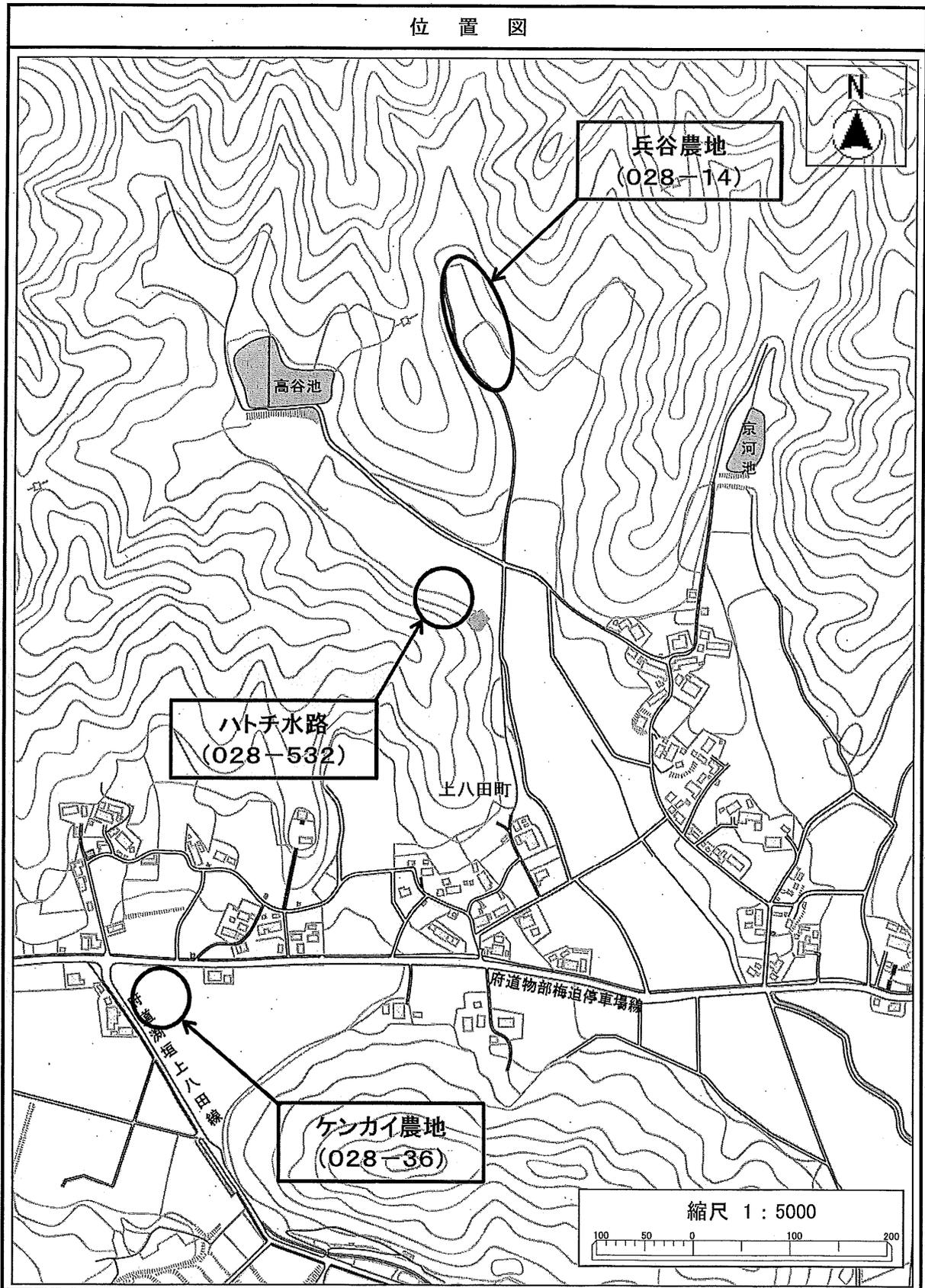
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位 置 図



## 綾部市公告第180号

現年発生農地等災害復旧事業、仲田・屋河内農地復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年11月11日

綾部市長 山崎善也

## 1 工事概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 工事番号  | 第501 131号   |
| (2) 工 事 名 | 仲田・屋河内農地復旧工事  |
| (3) 工事場所  | 綾部市仁和町（別添位置図参照）   |
| (4) 工事概要  | 仲田農地 L = 36.0m<br>1工区 コンクリートブロック積工<br>L = 4.0m A = 5.0m <sup>2</sup><br>2工区 コンクリートブロック積工<br>L = 32.0m A = 39.7m <sup>2</sup><br>屋河内農地 L = 18.0m<br>ふとん管工（2段積） L = 18.0m |
| (5) 予定工期  | 令和元年12月10日から<br>令和2年 3月18日まで（100日間）   |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

## (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

## (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

## 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

## (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年11月11日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は350円です。

## (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年11月14日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年11月15日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

## 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年11月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

## 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年11月21日（木）から

令和元年11月22日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること

としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年11月25日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和元年11月29日（金）午前9時から午後6時まで  
令和元年12月 2日（月）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出11月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和元年12月3日（火）午前10時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

|   | 現 場 代 理 人                          |                  | 主 任 技 術 者                          |
|---|------------------------------------|------------------|------------------------------------|
| 1 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



## 綾部市公告第 1 8 1 号

下水道整備事業、マンホールポンプ設置(1-2)工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年 1 1 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

## 1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 1 1 3 5 号                                  |
| (2) 工 事 名 | マンホールポンプ設置(1-2)工事                                |
| (3) 工事場所  | 綾部市並松町(別添位置図参照)                                  |
| (4) 工事概要  | マンホールポンプ 2 箇所                                    |
| (5) 予定工期  | 令和元年 1 2 月 1 0 日から<br>令和 2 年 3 月 3 1 日まで(113 日間) |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級又は B 等級で登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2 部を監理課へ持参により提出すること。

- (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

#### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

##### （1）設計図書の閲覧

①期間 令和元年11月11日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は860円です。

##### （2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年11月14日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年11月15日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

#### 5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年11月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

#### 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年11月21日（木）から

令和元年11月22日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年11月25日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和元年11月29日(金) 午前9時から午後6時まで  
令和元年12月 2日(月) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出11月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年12月3日(火) 午前10時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

### 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人 |  | 主 任 技 術 者 |
|---|-----------|--|-----------|
| 1 | (氏 名)     |  | (氏 名)     |
|   | 手持工事      |  | 手持工事      |
| 2 | (氏 名)     |  | (氏 名)     |
|   | 手持工事      |  | 手持工事      |
| 3 | (氏 名)     |  | (氏 名)     |
|   | 手持工事      |  | 手持工事      |
| 4 | (氏 名)     |  | (氏 名)     |
|   | 手持工事      |  | 手持工事      |
| 5 | (氏 名)     |  | (氏 名)     |
|   | 手持工事      |  | 手持工事      |

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

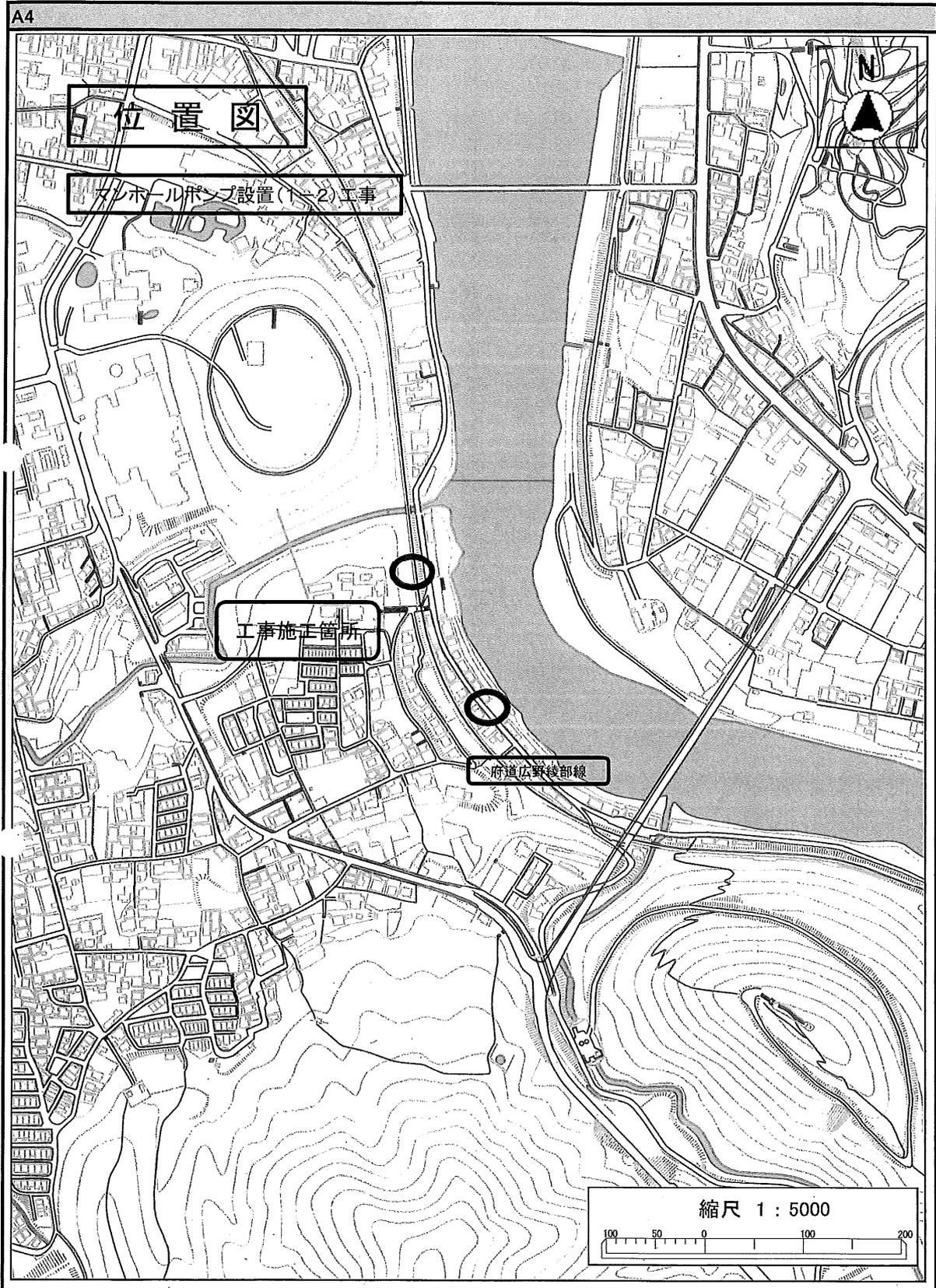
**2) 主任技術者**

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



## 綾部市公告第182号

橋りょう長寿命化対策事業、市道二瀬川土居付線（高柳橋）橋梁補修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年11月11日

綾部市長 山崎善也

## 1 工事概要

- |           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 工事番号  | 第501 136号                           |
| (2) 工 事 名 | 市道二瀬川土居付線（高柳橋）橋梁補修工事                |
| (3) 工事場所  | 綾部市中筋町（別添位置図参照）                     |
| (4) 工事概要  | L = 19m<br>橋梁補修工 1橋                 |
| (5) 予定工期  | 令和元年12月10日から<br>令和2年 3月31日まで（113日間） |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で塗装工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 塗装工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年11月11日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は450円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年11月14日(木)午前9時から午後6時まで

令和元年11月15日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年11月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年11月21日(木)から

令和元年11月22日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年11月25日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は

行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和元年11月29日(金) 午前9時から午後6時まで  
令和元年12月 2日(月) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出11月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年12月3日(火) 午前11時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

## 12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

## 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人                          |                  | 主 任 技 術 者                          |
|---|------------------------------------|------------------|------------------------------------|
| 1 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

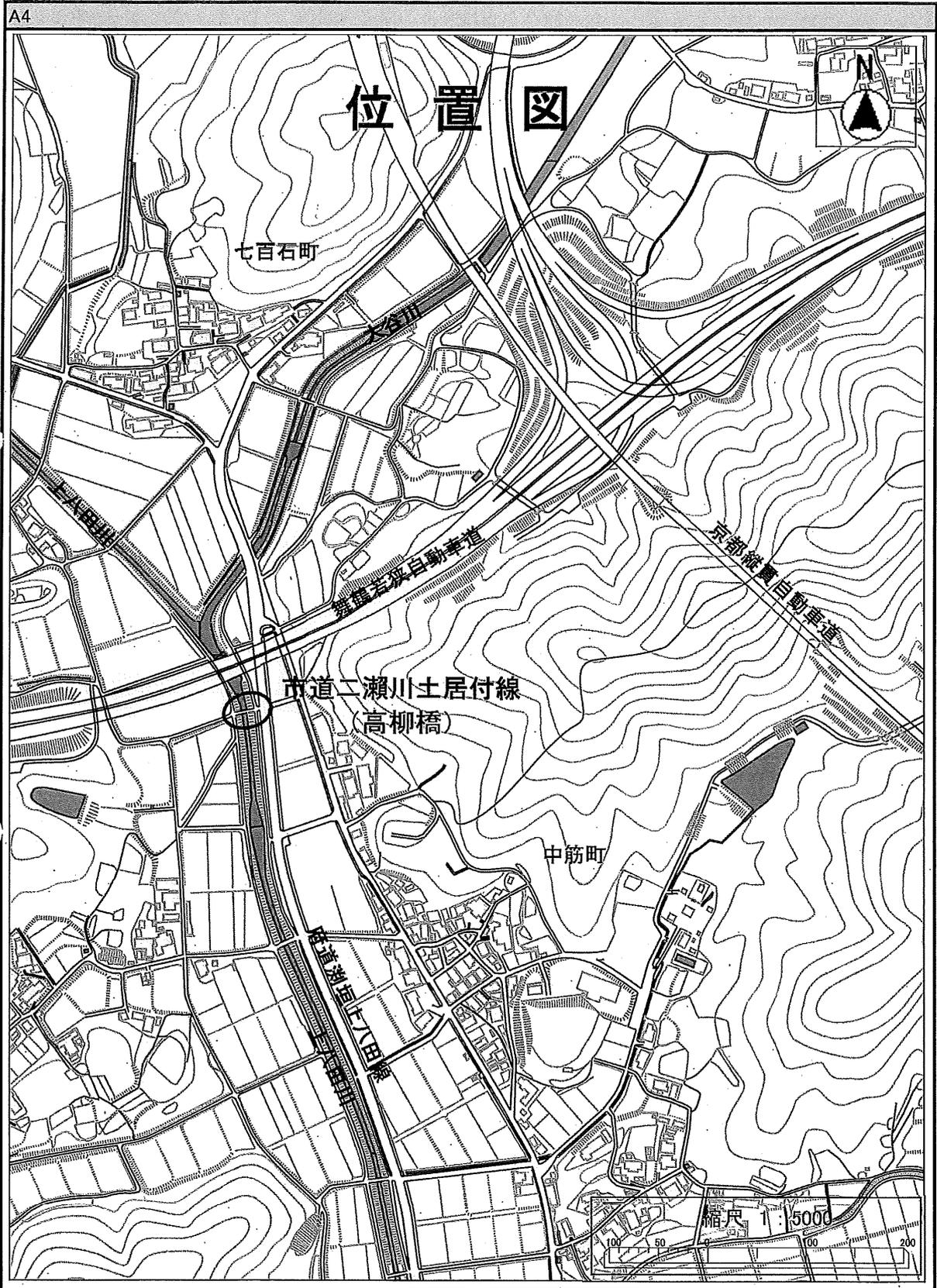
**2) 主任技術者**

- 1 塗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第183号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和元年11月12日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 令和元年11月10日 14時頃
- 2 捕獲場所 綾部市青野町西青野地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 茶
- 5 性 別 雄
- 6 体 格 小

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和元年11月15日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第184号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和元年11月12日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第185号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和元年11月13日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

## 綾部市公告第186号

現年発生農地等災害復旧事業、滝谷道路、上ノ段・出ノ谷・八幡農地復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年11月25日

綾部市長 山崎 善也

## 1 工事概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 工事番号 | 第501 139号  |
| (2) 工事名  | 滝谷道路、上ノ段・出ノ谷・八幡農地復旧工事  |
| (3) 工事場所 | 綾部市別所町外（別添位置図参照）   |
| (4) 工事概要 | 滝谷道路 L=10.0m<br>コンクリートブロック積工<br>L=10.0m A=24.7㎡<br>上ノ段農地 L=12.0m<br>ふとん籠工（1～4段積）L=12.0m<br>出ノ谷農地 A=0.02ha<br>土砂浚渫工 V=63㎡<br>八幡農地 L=20.0m<br>ふとん籠工（1段積） L=20.0m |
| (5) 予定工期 | 令和元年12月24日から<br>令和2年 3月27日まで（95日間）   |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

## (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

## (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

## 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

## (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年11月25日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は430円です。

## (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年11月28日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年11月29日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

## 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年12月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

## 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年12月5日（木）から

令和元年12月6日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること

としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年12月9日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和元年12月13日（金）午前9時から午後6時まで  
令和元年12月16日（月）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出12月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和元年12月17日（火）午前9時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人                          |                  | 主 任 技 術 者                          |
|---|------------------------------------|------------------|------------------------------------|
| 1 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

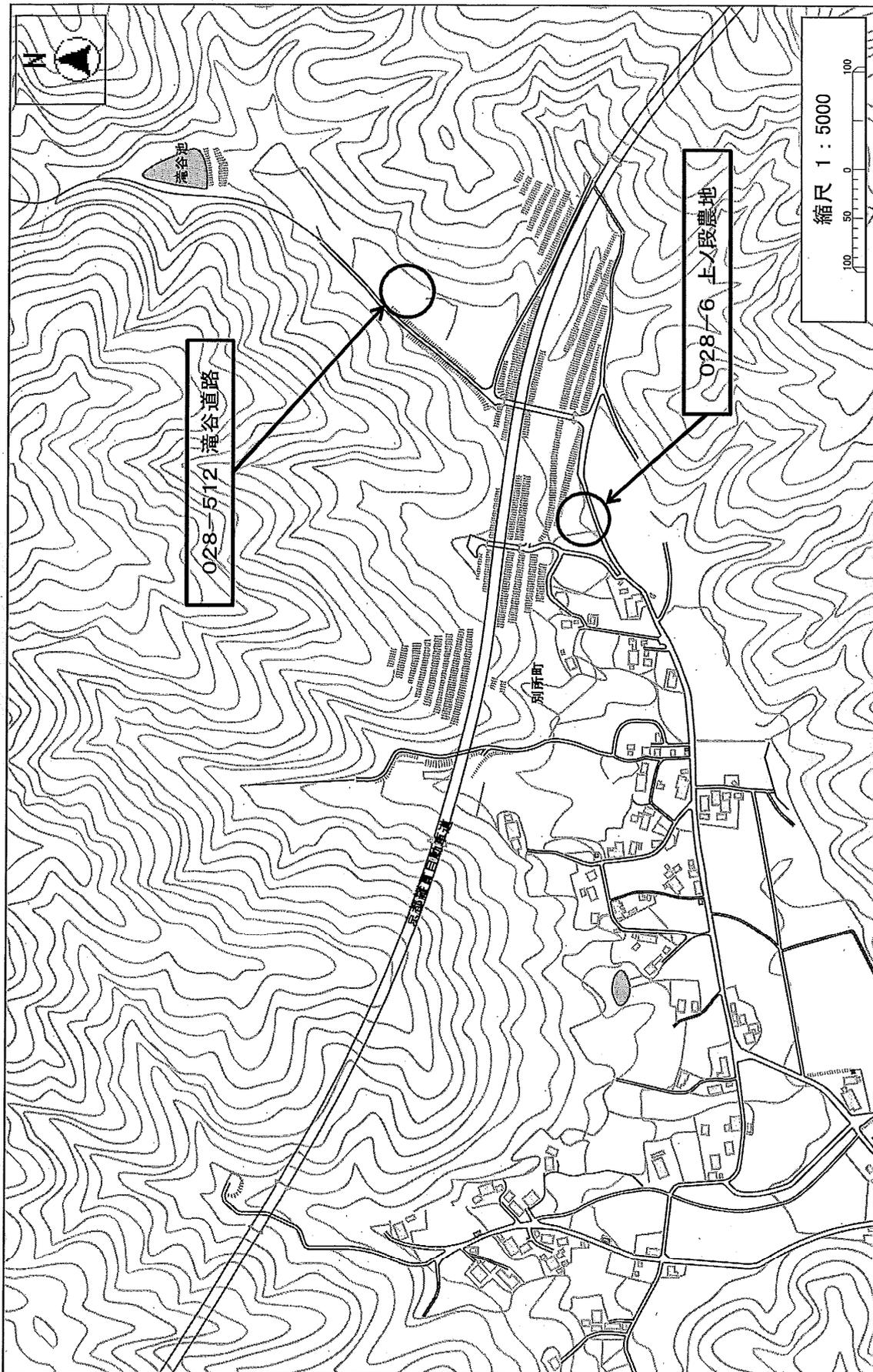
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

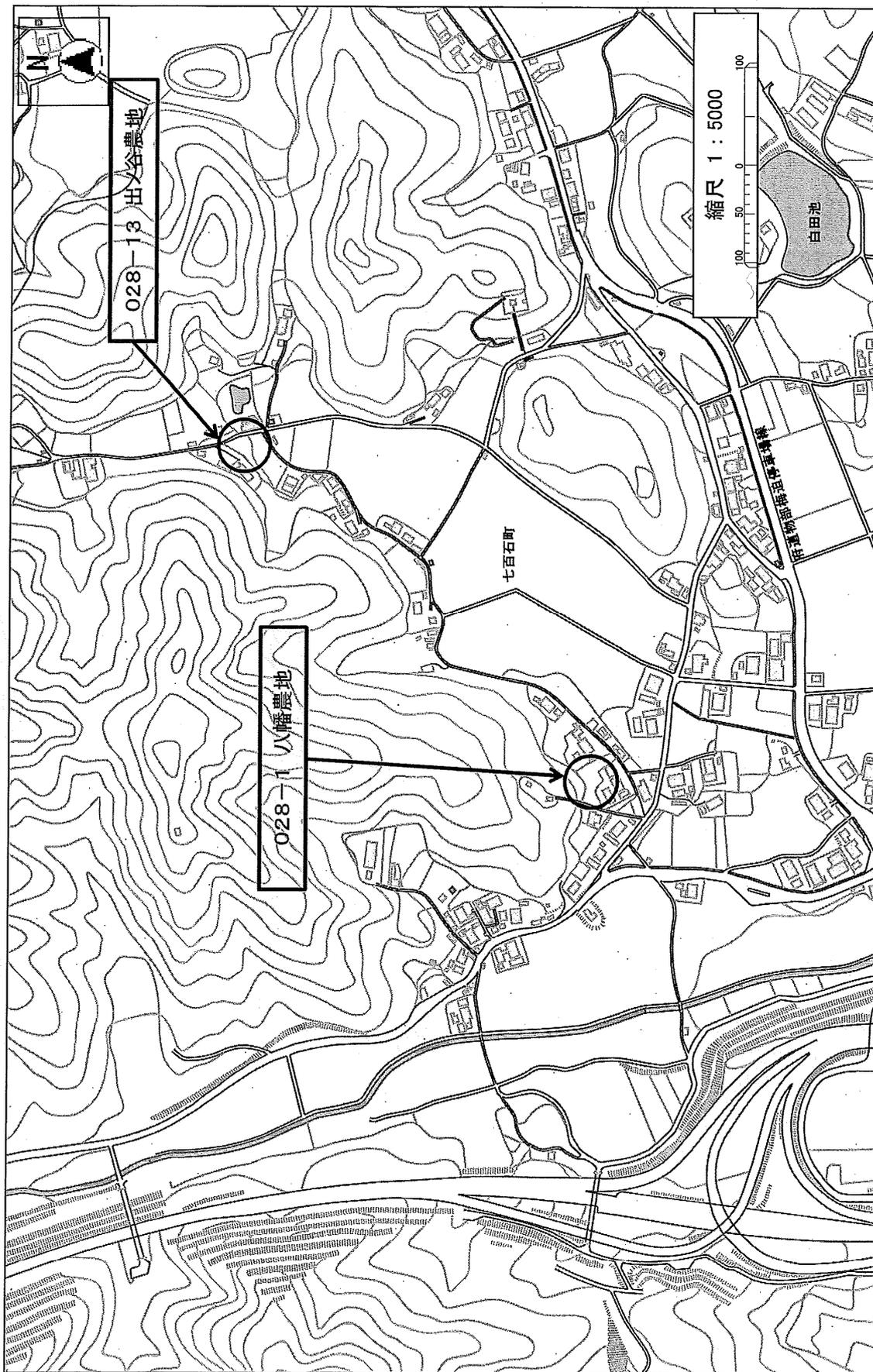
- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位置圖



位置圖



綾部市公告第187号

現年発生農地等災害復旧事業、柳原水路・道路、川原田・前田・宮ノ上農地、遠坂道路復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年11月25日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 工事番号  | 第501 140号   |
| (2) 工 事 名 | 柳原水路・道路、川原田・前田・宮ノ上農地、遠坂道路復旧工事   |
| (3) 工事場所  | 綾部市有岡町外（別添位置図参照）  |
| (4) 工事概要  | 柳原水路 L = 30.3 m<br>柵渠復旧工 L = 12.2 m<br>柳原道路 L = 15.5 m<br>1工区 ふとん籠工（2段積） L = 6.0 m<br>2工区 ふとん籠工（2段積） L = 7.0 m<br>川原田農地 L = 12.0 m<br>ふとん籠工（2段積） L = 12.0 m<br>前田農地 L = 9.0 m<br>ふとん籠工（2段積） L = 7.0 m<br>宮ノ上農地 L = 6.5 m<br>ふとん籠工（2段積） L = 6.0 m<br>遠坂道路 L = 10.0 m<br>1工区 ふとん籠工（2段積） L = 4.0 m<br>ふとん籠工（1段積） L = 1.0 m<br>2工区 ふとん籠工（2段積） L = 4.0 m<br>ふとん籠工（1段積） L = 1.0 m |
| (5) 予定工期  | 令和元年12月24日から<br>令和2年 3月27日まで（95日間）  |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単

体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。

- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年11月25日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は520円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年11月28日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年11月29日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年12月上旬に電子入札

システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

## 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和元年12月5日（木）から  
令和元年12月6日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年12月9日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和元年12月13日（金）午前9時から午後6時まで  
令和元年12月16日（月）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出12月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和元年12月17日（火）午前9時45分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人                          |                  | 主 任 技 術 者                          |
|---|------------------------------------|------------------|------------------------------------|
| 1 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

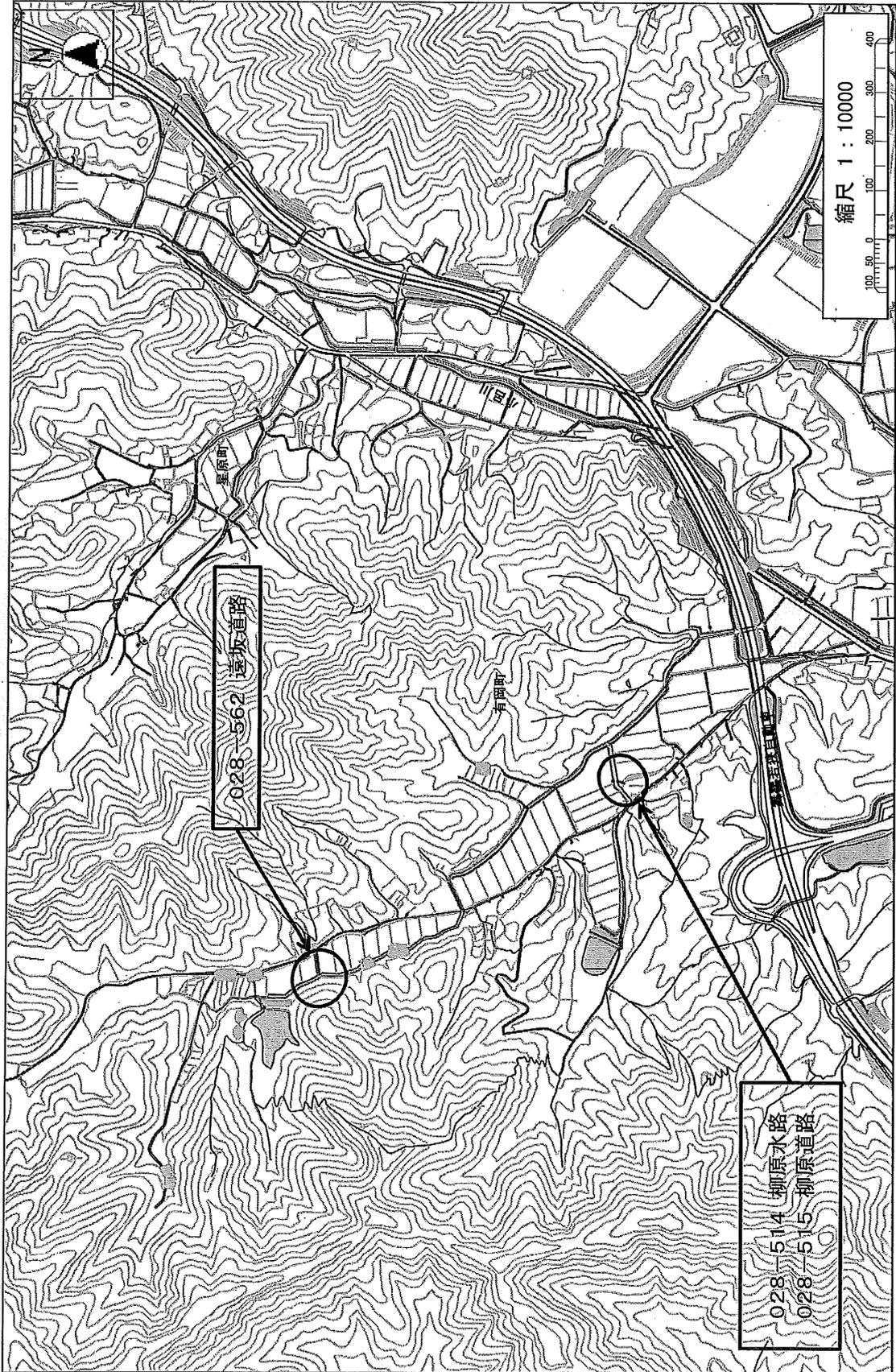
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

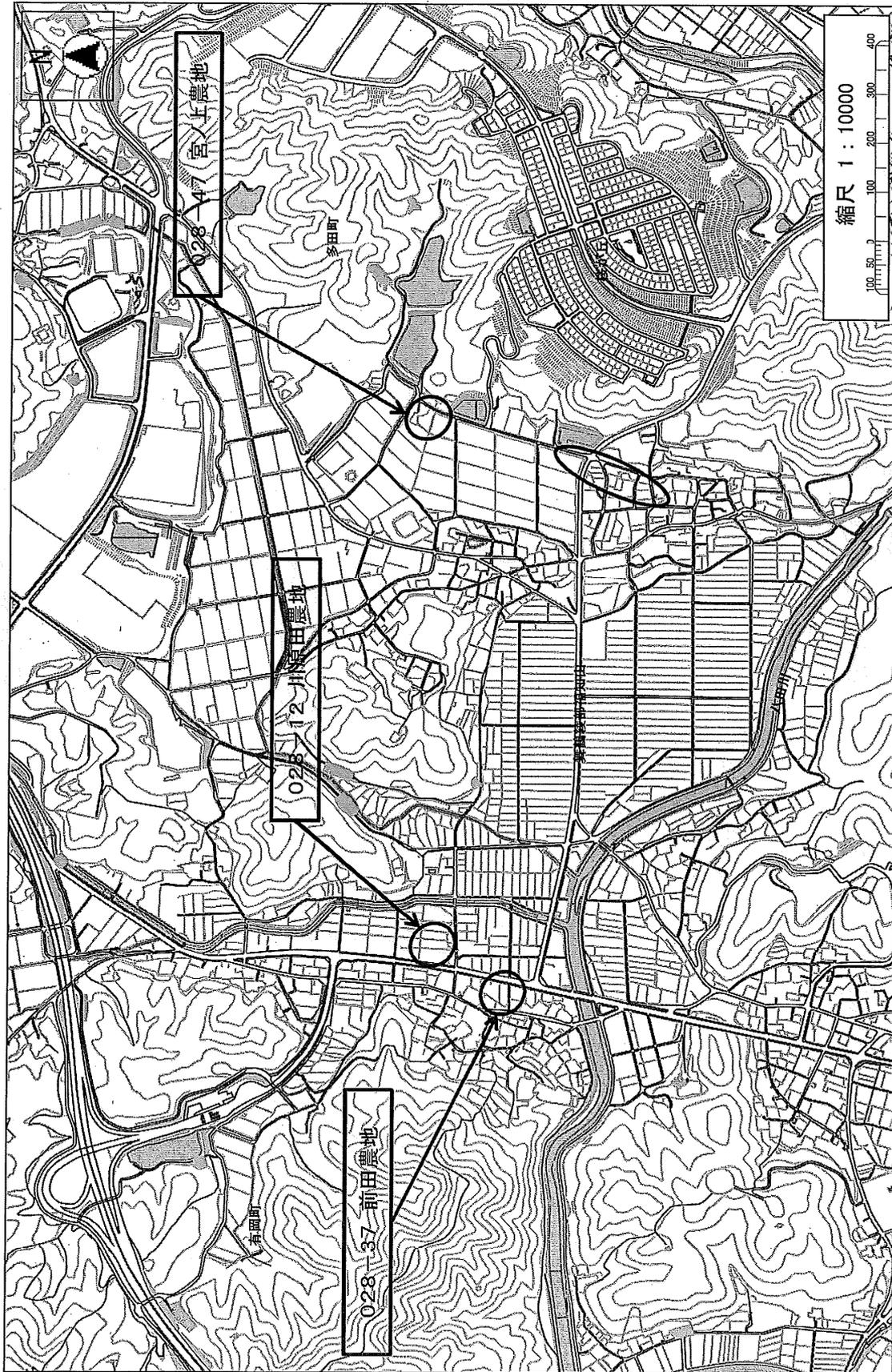
- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位置圖



位置圖



## 綾部市公告第188号

現年発生農地等災害復旧事業、栢の木池、出会農地、森宗水路復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年11月25日

綾部市長 山崎 善也

## 1 工事概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 工事番号 | 第501 141号  |
| (2) 工事名  | 栢の木池、出会農地、森宗水路復旧工事   |
| (3) 工事場所 | 綾部市坊口町（別添位置図参照）  |
| (4) 工事概要 | 栢の木池 L = 15.0 m<br>土砂浚渫工 V = 102 m <sup>3</sup><br>出会農地 A = 0.06 ha<br>1工区 土砂浚渫工 V = 99 m <sup>3</sup><br>2工区 土砂浚渫工 V = 128 m <sup>3</sup><br>森宗水路 L = 140.4 m<br>1工区 土砂浚渫工 V = 32 m <sup>3</sup><br>2工区 土砂浚渫工 V = 12 m <sup>3</sup><br>3工区 土砂浚渫工 V = 3 m <sup>3</sup> |
| (5) 予定工期 | 令和元年12月24日から<br>令和2年 3月27日まで（95日間）   |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年11月25日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は290円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年11月28日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年11月29日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年12月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

### 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年12月5日（木）から

令和元年12月6日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること

としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年12月9日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和元年12月13日（金）午前9時から午後6時まで  
令和元年12月16日（月）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出12月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和元年12月17日（火）午前10時00分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

|   | 現 場 代 理 人                          |                  | 主 任 技 術 者                          |
|---|------------------------------------|------------------|------------------------------------|
| 1 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

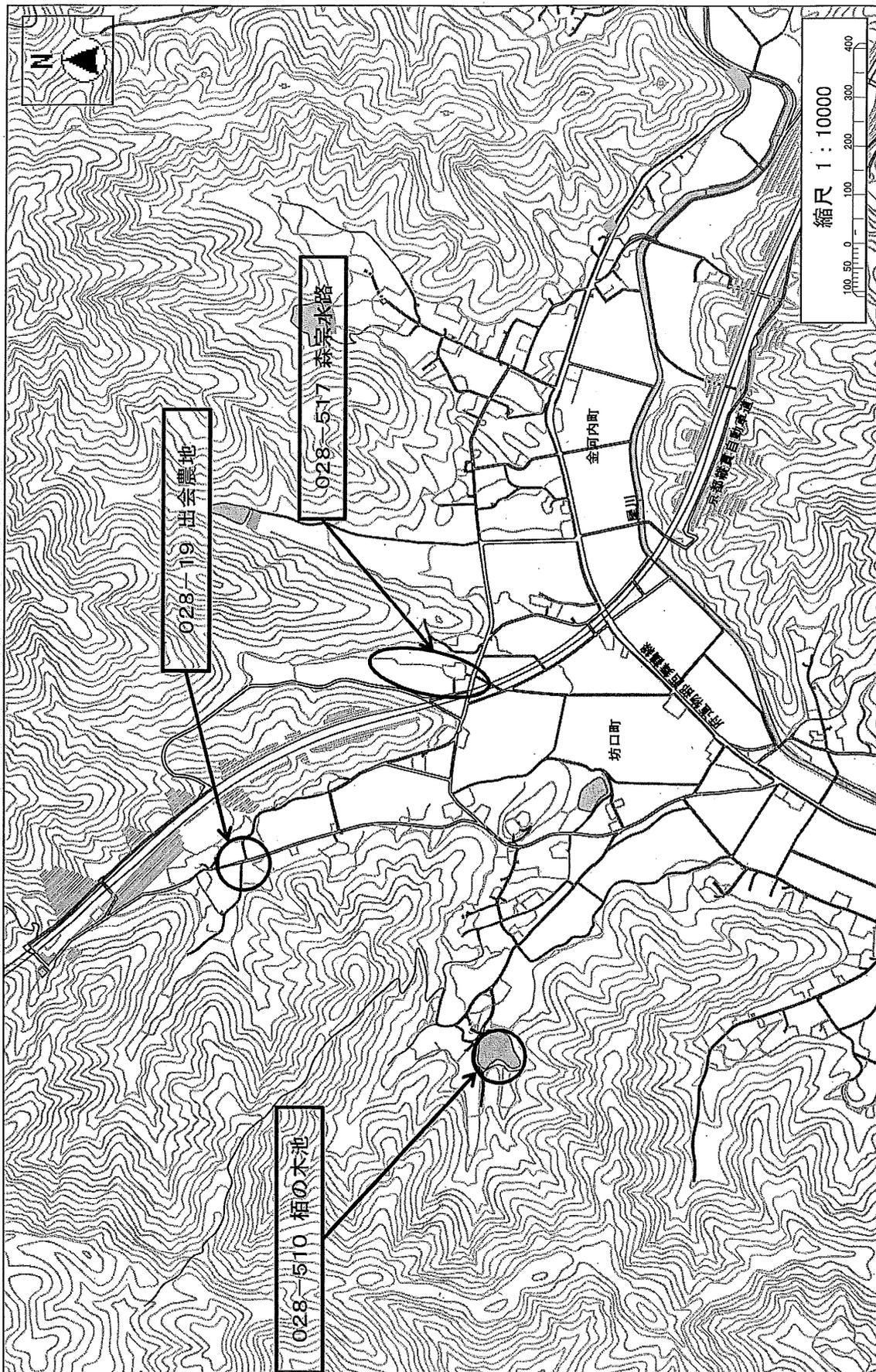
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位置圖



## 綾部市公告第189号

現年発生農地等災害復旧事業、初・東石ノ隈・深ヶ農地、上初田水路復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年11月25日

綾部市長 山崎 善也

## 1 工事概要

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 工事番号 | 第501 142号   |
| (2) 工事名  | 初・東石ノ隈・深ヶ農地、上初田水路復旧工事   |
| (3) 工事場所 | 綾部市新庄町（別添位置図参照）   |
| (4) 工事概要 | 初農地 L = 14.0m<br>ふとん籠工（2段積） L = 14.0m<br>東石ノ隈農地 L = 12.0m<br>ふとん籠工（2段積） L = 12.0m<br>深ヶ農地 A = 0.02ha<br>土砂浚渫工 V = 55m <sup>3</sup><br>上初田水路 L = 9.0m<br>水路工（現場打水路） L = 9.0m |
| (5) 予定工期 | 令和元年12月24日から<br>令和2年 3月22日まで（90日間）  |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

## (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

## (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

## 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

## (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年11月25日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は440円です。

## (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年11月28日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年11月29日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

## 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年12月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

## 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年12月5日（木）から

令和元年12月6日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること

としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年12月9日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和元年12月13日（金）午前9時から午後6時まで  
令和元年12月16日（月）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出12月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和元年12月17日（火）午前10時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人                          |                  | 主 任 技 術 者                          |
|---|------------------------------------|------------------|------------------------------------|
| 1 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

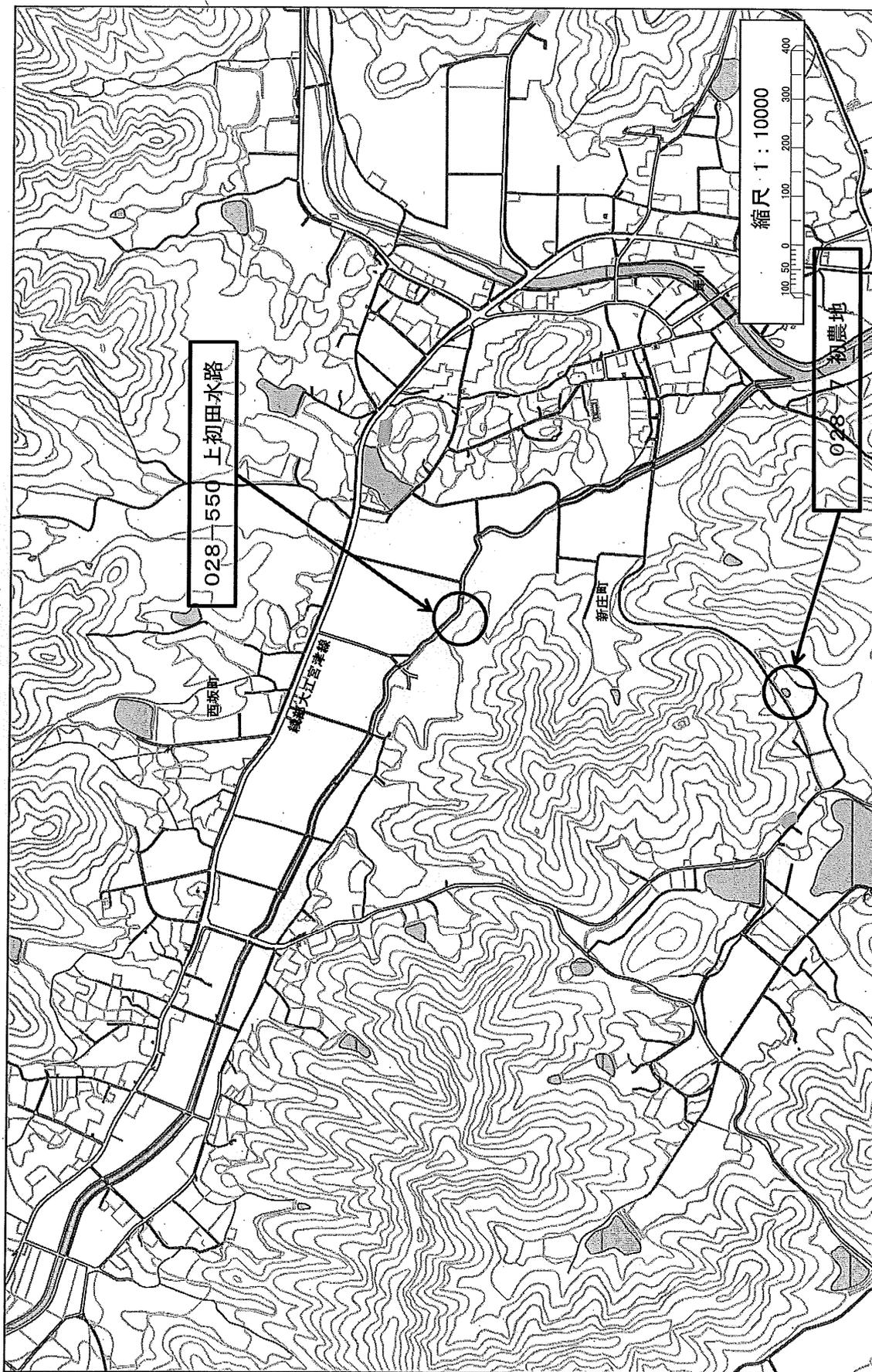
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位置圖



位置圖



## 綾部市公告第190号

下水道整備事業の公共下水道舗装復旧（1－2）工事と道路整備事業の市道井倉北大橋2号線改良工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年11月25日

綾部市長 山崎 善也

## 1 工事概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 工事番号  | 第501 148号   |
| (2) 工 事 名 | 公共下水道舗装復旧（1－2）工事<br>市道井倉北大橋2号線改良工事  |
| (3) 工事場所  | 綾部市井倉新町外（別添位置図参照）   |
| (4) 工事概要  | （舗装復旧（1－2））<br>L = 1, 002 m W = 2. 15 ~ 6. 6 m<br>アスファルト舗装工 A = 4, 746 m <sup>2</sup><br>区画線工 L = 410 m<br>（井倉北大橋2号線）<br>L = 89. 1 m W = 4. 6 m<br>側溝工 L = 87 m |
| (5) 予定工期  | 令和元年12月24日から<br>令和2年 3月31日まで（99日間）  |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加

資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年11月25日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,180円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年11月28日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年11月29日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年12月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和元年12月5日（木）から  
令和元年12月6日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年12月9日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和元年12月13日（金）午前9時から午後6時まで  
令和元年12月16日（月）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は12月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年12月17日（火）午前10時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札し

た者は失格とします。

#### 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

#### 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

#### 12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、舗装復旧工事と道路改良工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

#### 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

|   | 現 場 代 理 人 |  | 主 任 技 術 者                          |
|---|-----------|--|------------------------------------|
| 1 | (氏 名)     |  | (氏 名)                              |
|   | 手持<br>工事  |  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)     |  | (氏 名)                              |
|   | 手持<br>工事  |  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)     |  | (氏 名)                              |
|   | 手持<br>工事  |  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)     |  | (氏 名)                              |
|   | 手持<br>工事  |  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)     |  | (氏 名)                              |
|   | 手持<br>工事  |  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

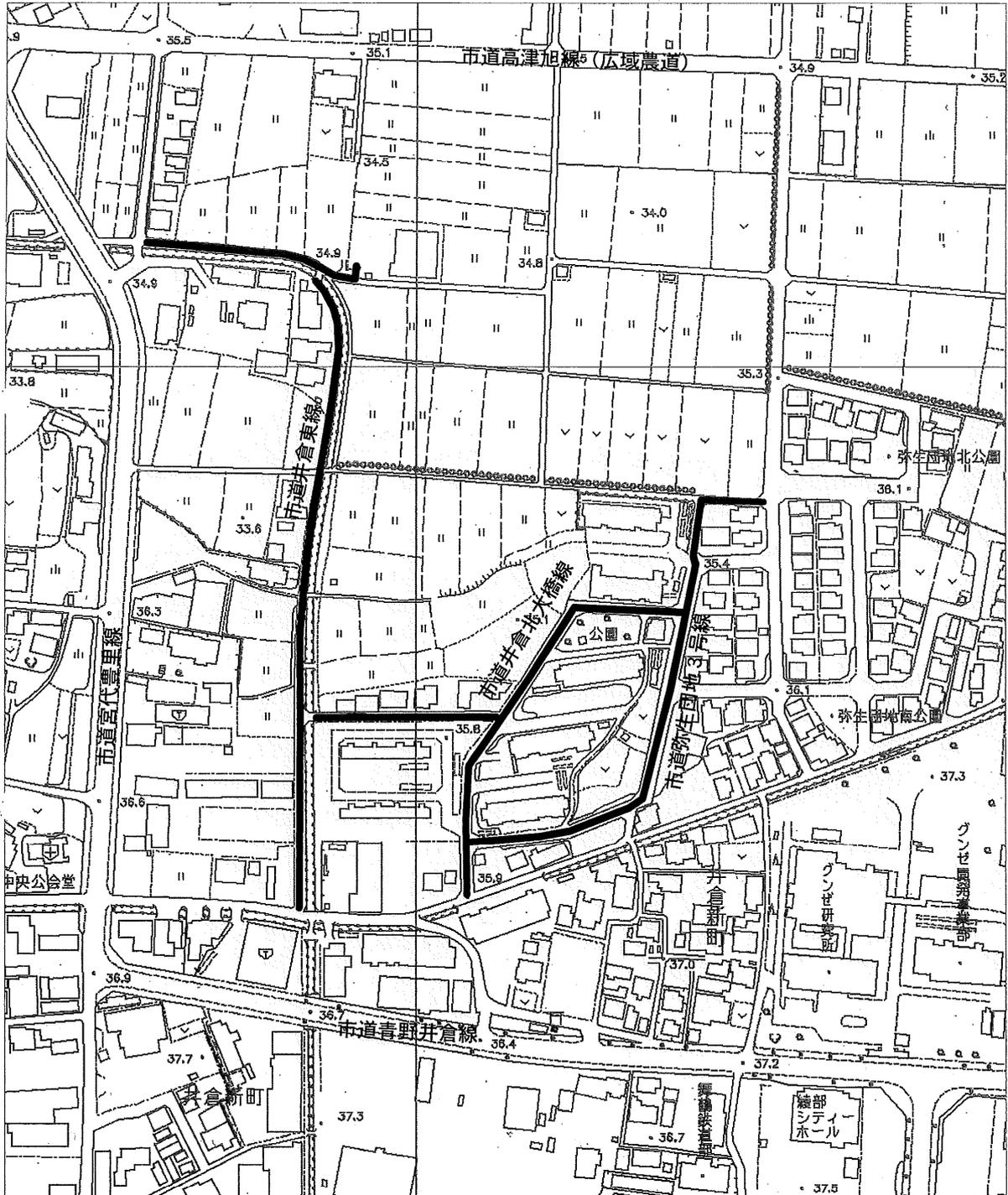
- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

# 位置図



— 施工範囲

工事名 公共下水道舗装復旧(1-2)工事

## 綾部市公告第 1 9 1 号

里山交流研修センター施設整備事業、里山交流研修センター幸喜山荘改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年 1 1 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

## 1 工事概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 1 1 4 9 号                                   |
| (2) 工 事 名 | 里山交流研修センター幸喜山荘改修工事                                |
| (3) 工事場所  | 綾部市鍛冶屋町 (別添位置図参照)                                 |
| (4) 工事概要  | ルームエアコン設置<br>1 2 畳用 4 基<br>2 3 畳用 3 基             |
| (5) 予定工期  | 令和元年 1 2 月 2 4 日から<br>令和 2 年 2 月 2 1 日まで (6 0 日間) |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級、B 等級、C 等級のいずれかで登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1) とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2 部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年11月25日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は460円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年11月28日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年11月29日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年12月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年12月5日（木）から

令和元年12月6日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年12月9日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにフ

アクセスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 令和元年12月13日(金) 午前9時から午後6時まで  
令和元年12月16日(月) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は12月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和元年12月17日(火) 午前11時00分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

## 12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

## 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人                          |                  | 主 任 技 術 者                          |
|---|------------------------------------|------------------|------------------------------------|
| 1 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)                              | 手<br>持<br>工<br>事 | (氏 名)                              |
|   | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |                  | (工事名)<br>(請負金額)<br>(役職名)<br>(完了予定) |

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

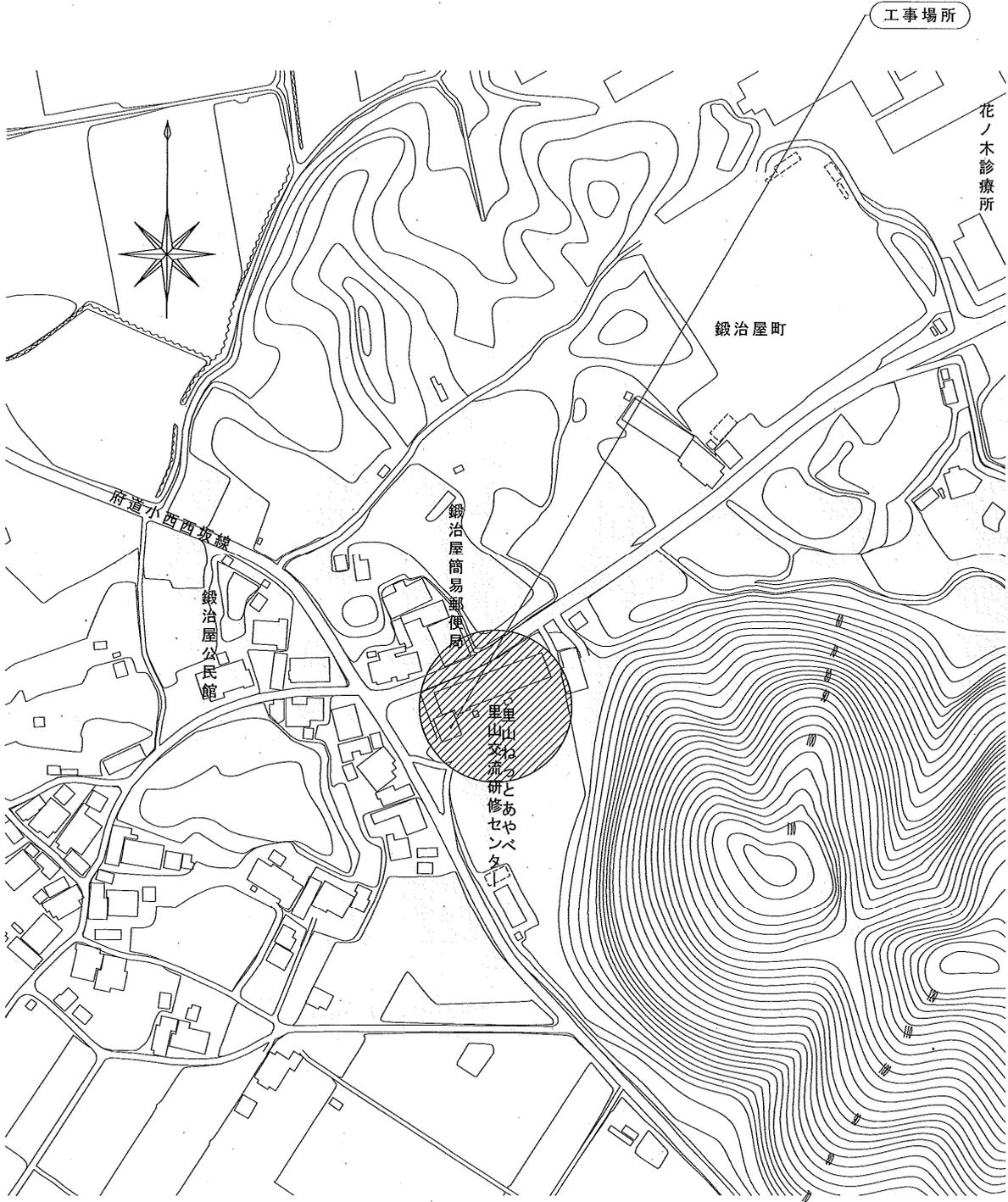
**2) 主任技術者**

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



里山交流研修センター幸喜山荘改修工事付近見取り図 1/2,500

綾部市公告第192号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第13条第1項第4号に基づく指定業者を次により公表します。

令和元年11月25日

綾部市長 山崎善也

1 異動により指定内容の一部を変更する業者

| 事業所名     | 代表者氏名 | 所在地          | 変更日       |
|----------|-------|--------------|-----------|
| 株式会社 アート | 松本 昂司 | 舞鶴市字小倉67番地の1 | 令和元年11月1日 |

綾部市下水道排水設備指定業者新規指定申請等

異動届の内容

|            | 指定<br>番号 | 事業所名     | 代表者氏名 | 所在地          |
|------------|----------|----------|-------|--------------|
| <b>変更後</b> | 209      | 株式会社 アート | 松本 昂司 | 舞鶴市字小倉67番地の1 |
| <b>変更前</b> | 209      | 株式会社 アート | 松本 芳弘 | 舞鶴市字小倉67番地の1 |

綾部市公告第 1 9 3 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和元年 1 1 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第194号

令和2年度に綾部市が発注する建設工事等（上水道事業、下水道事業等を含む。）の指名競争入札参加資格審査申請について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。

令和元年12月2日

綾部市長 山崎善也

1. 受付期間等

| 区 分  |                    | 有 効 期 間       | 受 付 期 間<br>(土・日曜、祝日は除く)   | 提出方法                     | 受付時間、場所                     |
|------|--------------------|---------------|---------------------------|--------------------------|-----------------------------|
| 市内業者 | 建設工事               | 2年度<br>(1年)   | 令和2年2月3日(月)<br>～ 2月17日(月) | 文書持参のみ                   | 〔時間〕<br>午前9時～正午、<br>午後1時～5時 |
|      | 測量, 建設<br>コンサルタント等 |               |                           |                          |                             |
| 市外業者 | 建設工事               | 2・3年度<br>(2年) | 令和2年1月9日(木)<br>～ 1月31日(金) | 送付のみ<br>(1月31日<br>までに必着) | 〔場所〕<br>監理課(本庁東3階)          |
|      | 測量, 建設<br>コンサルタント等 |               |                           |                          |                             |

\* 「市内業者」とは、本社、本店等の主たる営業所を綾部市内に有する業者です。

2. 申請案内・用紙

申請案内及び用紙は、綾部市ホームページからダウンロードして入手してください。入手できない方は、綾部市役所監理課で有償配布します。

綾部市ホームページ → <http://www.city.ayabe.lg.jp/>  
産業・ビジネス>入札・契約>競争入札参加資格 をご覧ください。

3. 注意事項

- (1) 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実が記載された場合、入札に参加できません。
- (2) 必要な書類が指定順に綴られているか、また、不要な書類が添付されていないか十分確認してください。両面コピー等の活用で省資源にご協力ください。
- (3) 証明書等の写しは、文字及び印影が鮮明なものを提出してください。
- (4) 受付期間に注意し、余裕を持って早目に申請してください。随時の受付はありません。
- (5) 物品、役務等の入札参加資格審査申請は受付がありません。

#### 4. 電子入札について

入札の透明性・公平性の確保、競争性の向上、入札参加者の負担軽減、入札契約事務の効率化を目的に、電子入札を導入しています。

現在、綾部市の指名登録を受けている業者の皆様については、随時登録していただくことができますが、令和2年度に新規登録していただく業者の皆様については、令和2年の4月以降に利用者登録をしていただきますようお願いいたします。

電子入札を利用するには、電子入札用のICカード等を用意して、京都府電子入札システムを開き、画面の調達機関から「綾部市」を選択し、利用者登録をしていただく必要があります。すでに京都府の電子入札を利用されている場合でも、「京都府」の利用者登録とは別に、「綾部市」への利用者登録が必要となります。

利用者登録については、京都府ホームページで掲載されている「はじめて電子入札を利用される方へ」をご覧ください。

京都府ホームページ → <http://www.pref.kyoto.jp/ebid/1291085384181.html>

#### 5. 提出について

提出書類一覧表に記載の書類および添付書類

提出部数 1部

体裁 **クリアファイルまたはクリアホルダー（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。**紙ファイルで提出される場合は、受領書および返信用封筒は綴じ込まずに添付してください。

市内業者 持参

必ず受付期間、受付時間を守って提出してください。時間外や期限外に持参された申請書は受理できません。

市外業者 送付

下記の宛先へ送付してください。

必ず申請期間の期限までに到着するよう送付してください。期限を過ぎてから到着した申請は受理できません。

提出先 〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市建設部監理課

#### 6. 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

TEL：0773-42-4276（直通）

FAX：0773-42-4406（総務課付け）

E-Mail：kanri@city.ayabe.lg.jp

## 【 建 設 工 事 】

### 申請に当たって

綾部市が発注する建設工事の指名競争入札に参加するためには、「綾部市建設工事指名競争入札参加資格審査」を受けていただくこととなります。

綾部市では、建設工事の指名競争入札に参加するのに必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法について、昭和40年綾部市告示第49号で告示しています。

「綾部市建設工事指名競争入札参加資格審査」を希望される方は、次の事項に十分留意いただき申請してください。

#### 1 指名競争入札に参加することができる方

建設工事の指名競争入札に参加できるのは、次のいずれにも該当しない方です。

- (1) 建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 建設工事入札参加資格審査申請書を提出するときに国税及び市税を滞納している者
- (4) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 建設業法第27条の23第1項の規定による建設業者の経営に関する事項の審査を受けていない者
- (6) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していない者（適用除外の者を除く。）

※ 建設業法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、平成30年7月1日以降を審査基準日とし、2年又は3年平均の完成工事高があるものを審査対象とします。経営事項審査結果通知書は、総合評定値P点を取得されたものに限ります。（総合評定値P点を取得していても、平均完成工事高がない業種は登録できません）

#### 2 申請受付期間等

|      |                          |      |
|------|--------------------------|------|
| 市内業者 | 令和2年2月3日（月）～令和2年2月17日（月） | 持参のみ |
| 市外業者 | 令和2年1月9日（木）～令和2年1月31日（金） | 送付のみ |

土・日曜日、祝日の閉庁日は除きます。

受付時間は、午前9時～正午までと午後1時～午後5時までです。

#### 3 受付場所、問い合わせ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（綾部市役所 本庁東3階）

TEL：0773-42-4276（直通）

#### 4 参加資格の有効期間

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 市内業者 | 資格審査の結果を通知した日の翌日から令和3年3月31日まで。 |
| 市外業者 | 令和2・3年度の2ヵ年。資格審査の結果は通知しません。    |

**市内業者用**

5 提出書類及び部数

| 提出書類 |                  | 様式等                 | 部数                | 備考  |  |
|------|------------------|---------------------|-------------------|---|--|
| ①    | 建設工事入札参加資格審査申請書  | 市 第1号様式             | 1                 | ※1  |  |
| ②    | 建設業許可証明書         | (都道府県等)             | 1                 | 令和元年11月1日以降のもの。<br>写しでも可。<br>許可通知書ではありません。    |  |
| ③    | (法人の場合)登記簿謄本     | (法務局)               | 1                 | 令和元年11月1日以降のもの。<br>写しでも可。                     |  |
|      | (個人の場合)代表者の身分証明書 | (本籍地の市町村)           |                   |   |  |
| ④    | 営業所一覧表           | 市 第2号様式             | 1                 |   |  |
| ⑤    | 工事経歴書            | 市 第3号様式             | 1                 | 直前1年度分。<br>経審申請時の写しでも可。                       |  |
| ⑥    | 納税証明書<br>[国税]    | (法人の場合)<br>法人税・消費税  | (税務署:<br>書式その3の3) | 1   | 令和元年11月1日以降のもの。<br>写しでも可。<br>免税業者、非課税業者にも発行されます。電子納税証明書でも可。 ※2 |
|      |                  | (個人の場合)<br>所得税・消費税  | (税務署:<br>書式その3の2) |   |  |
|      | 市税納税証明書          | 市 第4号様式             | 1                 | 令和2年1月7日以降のもの。<br>個人事業主は令和2年2月3日以降のもの。原本提出 ※3 |  |
| ⑦    | 技術職員名簿           | 市 第5号様式<br>経審申請時の写し | 各<br>1            | 両方提出してください。 ※4                                |  |
| ⑧    | 現場代理人名簿          | 市 第6号様式             | 1                 | ※5  |  |
| ⑨    | 課税・免税事業者届        | 市                   | 1                 | ※6  |  |
| ⑩    | 特例浄化槽工事業者届出書の写し  | (京都府)               | 1                 | 該当者のみ。 ※7                                     |  |
| ⑪    | 浄化槽設備士証又は免状の写し   |                     | 1                 |   |  |
| ⑫    | 除雪等委託契約書の写し      |                     | 1                 | 国道、府道を含む。 ※8                                  |  |
| ⑬    | 消防団協力事業所表示証の写し   | 市                   | 各<br>1            | 該当者のみ。<br>「建設工事入札参加業者等級格付基準」に定めるもの。 ※9        |  |
|      | 奉仕活動実施報告書        | 別紙3                 |                   |   |  |
|      | 雇用状況申告書          | 別紙4, 5, 6           |                   |   |  |
| ⑭    | 誓約書              | 市                   | 1                 |   |  |
| ⑮    | 経営事項審査結果通知書の写し   |                     | 1                 | 平成30年7月1日以降のもの。                               |  |
| ⑯    | 振込先確認書           | 市                   | 1                 |   |  |
| ⑰    | 受領書              | 市                   | 1                 |   |  |

## 【留意事項等】

- ※1 「備考」欄に、営業所専任技術者の氏名を記入してください。
- ※2 電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○○会社」とし、書類提出の前日までに [kanri@city.ayabe.lg.jp](mailto:kanri@city.ayabe.lg.jp) へ Eメールを送信してください。あわせて、書類提出時には「納税証明データシート（その3）」（電子納税証明書を印刷したもの）を添付してください。
- ※3 ⑥「市税納税証明書」については令和2年1月7日以降に取得してください。それ以前の日付の証明書は、納付期限の都合上、未納の場合でも納税証明書が発行されるため、有効な市税納税証明書とみなしません。  
また、個人事業者が請求される場合は、令和2年度の最終の納期（市府市民税第4期分）が令和2年1月31日ですので、令和2年2月3日以降に取得してください。2月3日以前に申請される場合は、領収書を持参のうえ市役所市民・国保課窓口で申請してください。
- ※4 ⑦「技術職員名簿」は、**令和2年度に配置可能な技術者**について記入してください。  
また、市の様式第5号と併せて経審申請時の写しを提出してください。なお、市の様式第5号には、技術者の全資格を記載してください。  
技術職員名簿の有資格区分コードに従い、建設業法等による資格を有する職員については、技術者の資格を証する書類（**検定合格証明書の写し等**）を、監理技術者資格を有する職員については、**監理技術者資格者証（表裏両面）及び監理技術者講習終了証の写し**を必ず添付してください。
- ※5 ⑧「現場代理人名簿」は、令和2年度に配置可能な方を記載してください。現場代理人については、技術資格の必要はありませんが、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方でなければなりません。
- ※6 ⑨「課税・免税事業者届」は、令和2年4月1日を含む営業年度を課税期間とし、課税か免税かを明記してください。
- ※7 特定地域生活排水処理事業の浄化槽工事にかかる指名競争入札に参加を希望される特例浄化槽工事業者の方は添付してください。（⑩「特例浄化槽工事業者届出」は、府土木事務所の受付印があるもので、変更届出書を含め最新の写しを提出してください。）
- ※8 国、京都府、綾部市と令和元年度の除雪や融雪材散布等に係る委託契約を締結されている方は、契約書の写しを提出してください。
- ※9 「建設工事入札参加業者等級格付基準」に定める「地域貢献活動・雇用促進」の認定要件に必要な書類を提出してください。

## 【地域貢献活動】

- ・綾部市消防団協力事業所としての認定…「消防団協力事業所表示証」の写し。
- ・奉仕活動…別紙3「奉仕活動実施報告書」および添付書類（活動内容が客観的に判断できる資料。活動案内や当日の資料、写真、感謝状、礼状、表彰状、新聞記事など。）

## 【雇用促進】

- ・女性技術者の雇用…別紙4「女性技術者雇用状況申告書」（資格者証又は経営事項審査技術職員名簿において確認できること。常勤性・雇用関係等についても別途確認できること。）
- ・若年技術者の雇用…別紙5「若年技術者雇用状況申告書」（資格者証又は経営事項審査技術職員名簿において確認できること。常勤性・雇用関係等についても別途確認できること。）
- ・障害者の雇用…別紙6「障害者雇用状況申告書」障害者であることを証明する書類の提出は不要とします。（ただし、申請内容に確認の必要があると認めた場合には、提出を求める場合があります。）

6 申請書類の提出方法

表5の①～⑰を番号順にし、クリアファイルまたはクリアホルダー（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。紙ファイルで提出される場合は、⑮～⑰は綴じずに、添付してください。

7 申請事項の公表について

資格者名簿に登録された者（入札参加資格者）のうち、次の事項については公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所
- (4) 業種及び等級
- (5) 総合評点（市内業者のみ）

**資格審査申請書の変更届について**

資格審査申請書及びその添付書類を提出後、次の事項に**変更**があったときは、変更届（市様式）に変更事項を証明できる書類を添えて、**必ず届出を**してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地（電話番号、ファックス番号、メールアドレスを含む。）
- (3) 法人である場合は、その資本金額（出資総額を含む。）及び代表者の氏名
- (4) 個人である場合は、その者の氏名
- (5) 許可を受けている建設業の種類、許可番号及び許可年月日、営業所専任技術者
- (6) 技術者名簿及び現場代理人名簿

また、経営事項審査の有効期限は基準日から1年7ヶ月間となっていますので、新たに経営事項審査を受けた場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを届出してください。

経営事項審査を受けず、有効期限が過ぎた場合は指名等を行うことができません。

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届の様式は、綾部市ホームページ

産業・ビジネス > 入札・契約 > 競争入札参加資格 > 入札参加資格審査申請書記載事項変更届からダウンロードしてください。

<http://www.city.ayabe.lg.jp/kanri/sangyo/nyusatsu/sankashikaku/henko.html>

**市外業者用**

5 提出書類及び部数

| 提出書類 |                  | 様式等   | 部数   | 備考   |
|------|------------------|---|--|--|
| ①    | 建設工事入札参加資格審査申請書  | 市 第1号様式   | 1  |  |
| ②    | 建設業許可証明書         | (都道府県等)   | 1  | 令和元年10月1日以降のもの。<br>写しでも可。<br>許可通知書ではありません。           |
| ③    | (法人の場合)登記簿謄本     | (法務局)   | 1  | 令和元年10月1日以降のもの。<br>写しでも可。                            |
|      | (個人の場合)代表者の身分証明書 | (本籍地の市町村)   | 1  |  |
| ④    | 営業所一覧表           | 市 第2号様式   | 1  | 準じた様式でも可。  |
| ⑤    | 工事経歴書            | 市 第3号様式   | 1  | 経審申請時の写しでも可。<br>直前2年の営業年度分。                          |
| ⑥    | 納税証明書<br>[国税]    | (法人の場合)<br>法人税・消費税<br>-----<br>(個人の場合)<br>所得税・消費税 | (税務署：<br>書式その3の3)<br><br>(税務署：<br>書式その3の2) | 1<br><br>令和元年10月1日以降のもの。<br>写しでも可。<br>電子納税証明書でも可。 ※1 |
|      | 市税納税証明書          | 市 第4号様式   | 1  | 綾部市に納税義務がある場合のみ                                      |
| ⑦    | 技術職員名簿           |   | 1  | 経審申請時の写し。  |
| ⑧    | 経営事項審査結果通知書の写し   | (A4サイズ)   | 1  | 平成30年7月1日以降のもの。                                      |
| ⑨    | 特例浄化槽工事業者届出書の写し  | (京都府)   | 1  | 該当者のみ ※2   |
| ⑩    | 浄化槽設備士証又は免状の写し   |   |  |  |
| ⑪    | 委任状              | 市   | 1  | 該当者のみ  |
| ⑫    | 誓約書              | 市   | 1  |  |
| ⑬    | 受領書              | 市   | 1  | 希望者のみ<br>切手貼付の返信用封筒を同封してください。                        |

**【留意事項等】**

- ※1 電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○○会社」とし、書類提出の前日までに [kanri@city.ayabe.lg.jp](mailto:kanri@city.ayabe.lg.jp) へ Eメールを送信してください。あわせて、書類提出時には「納税証明データシート（その3）」（電子納税証明書を印刷したもの）を添付してください。
- ※2 特定地域生活排水処理事業の浄化槽工事にかかる指名競争入札に参加を希望される特例浄化槽工事業者の方は添付してください。（⑨「特例浄化槽工事業者届出書」は、府土木事務所の受付印があるもので、変更届出書を含め最新の写しを提出してください。）

## 6 申請書類の提出方法

表5の①～⑬を番号順にし、クリアファイルまたはクリアホルダー（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。紙ファイルで提出される場合は、⑬は綴じずに添付してください。

## 7 申請事項の公表について

資格者名簿に登録された者（入札参加資格者）のうち、次の事項については公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所
- (4) 業種

---

## 資格審査申請書の変更届について

資格審査申請書及びその添付書類を提出後、次の事項に**変更**があったときは、変更届に変更事項を証明できる書類を添えて、**必ず届出**をしてください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地（電話番号、ファックス番号、メールアドレスを含む。）
- (3) 法人である場合は、その資本金額（出資総額を含む。）及び代表者の氏名
- (4) 個人である場合は、その者の氏名
- (5) 委任行為のある場合は受任者の氏名
- (6) 許可を受けている建設業の種類、許可番号及び許可年月日

また、新たに経営事項審査を受けた場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを届出してください。

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届の様式は、  
綾部市ホームページ

産業・ビジネス > 入札・契約 > 競争入札参加資格 > 入札参加資格審査申請書記載事項変更届  
からダウンロードしてください。

<http://www.city.ayabe.lg.jp/kanri/sangyo/nyusatsu/sankashikaku/henko.html>

## 【測量・建設コンサルタント等】

### 申請に当たって

綾部市が発注する測量・建設コンサルタント等業務の指名競争入札に参加するためには、事前に資格審査を受け、認定を受けていただくこととなります。

については、令和2年度において、測量等業務に係る入札参加資格審査を希望される方は、次の事項に十分留意いただき申請してください。

#### 1 指名競争入札に参加することができる方

測量等業務の指名競争入札に参加できるのは、次のいずれにも該当しない方です。

- (1) 測量法第55条第1項の規定による登録、建設コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録、地質調査業者登録規程第2条第1項の規定による登録、建築士法第23条第1項の規定による登録、補償コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録を受けていない者、建築士法施工規則第17条の18に規定する建築設備士（同施工規則第17条の35第1項の規定による登録を受けている者に限る。）を専任で置いている者等、営業に関し法律上必要な資格を有しない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書を提出するときに国税及び市税を滞納している者
- (4) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

#### 2 申請受付期間等

|      |                          |      |
|------|--------------------------|------|
| 市内業者 | 令和2年2月3日（月）～令和2年2月17日（月） | 持参のみ |
| 市外業者 | 令和2年1月9日（木）～令和2年1月31日（金） | 送付のみ |

土・日曜日、祝日の閉庁日は除きます。

受付時間は、午前9時～正午までと午後1時～午後5時までです。

#### 3 受付場所、問い合わせ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（綾部市役所 本庁東3階）

TEL：0773-42-4276（直通）

#### 4 参加資格の有効期間

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 市内業者 | 資格審査の結果を通知した日の翌日から令和3年3月31日まで。 |
| 市外業者 | 令和2・3年度の2ヵ年。資格審査の結果は通知しません。    |

**市内業者用**

5 提出書類及び部数

| 提出書類 |                                    | 様式等                | 部数 | 備考   |
|------|------------------------------------|--------------------|----|--|
| ①    | 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等) | 市 様式1              | 1  |  |
| ②    | 測量等実績調書                            | 市 様式2              | 1  |  |
| ③    | 技術者経歴書                             | 市 様式3              | 1  |  |
| ④    | 営業所一覧表                             | 市 様式4              | 1  |  |
| ⑤    | (法人の場合)登記簿謄本                       | (法務局)              | 1  | 令和元年11月1日以降のもの。<br>写しでも可。  |
|      | (個人の場合)代表者の身分証明書                   | (本籍地の市町村)          |    |  |
| ⑥    | 登録証明書等                             | (発行機関)             | 1  | 令和元年11月1日以降のもの。<br>写しでも可。 ※1                                       |
| ⑦    | 財務諸表類                              |                    | 1  | (法人の場合)直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類。                              |
|      |                                    |                    |    | (個人の場合)直前営業年度の貸借対照表、損益計算書。   |
| ⑧    | 納税証明書<br>[国税]                      | (法人の場合)<br>法人税・消費税 | 1  | 令和元年11月1日以降のもの。<br>写しでも可。<br>免税業者、非課税業者にも発行されます。<br>電子納税証明書でも可。 ※2 |
|      |                                    | (個人の場合)<br>所得税・消費税 |    |  |
|      | 市税納税証明書                            | 市 第4号              | 1  | 令和2年1月7日以降のもの。<br>個人事業主は令和2年2月3日以降のもの。原本提出。 ※3                     |
| ⑨    | 課税・免税事業者届                          | 市                  | 1  | ※4   |
| ⑩    | 誓約書                                | 市                  | 1  |  |
| ⑪    | 振込先確認書                             | 市                  | 1  |  |
| ⑫    | 受領書                                | 市                  | 1  |  |

**【留意事項等】**

- ※1 建築設備設計業務を希望される方は、1名以上の方の有効な建築設備士登録証の写しを提出してください。(専任の建築設備士がいなければ希望できません。)
- ※2 電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○○会社」とし、書類提出の前日までに [kanri@city.ayabe.lg.jp](mailto:kanri@city.ayabe.lg.jp) へ Eメールを送信してください。あわせて、書類提出時には「納税証明データシート(その3)」(電子納税証明書を印刷したもの)を添付してください。

※3 ⑧「市税納税証明書」については令和2年1月7日以降に取得してください。それ以前の日付の証明書は、納付期限の都合上、未納の場合でも納税証明書が発行されるため、有効な市税納税証明書とみなしません。

また、個人事業者が請求される場合は、令和元年度の最終の納期（市府民税第4期分）が令和2年1月31日ですので、令和2年2月3日以降に取得してください。2月3日以前に申請される場合は、領収書を持参のうえ市役所市民・国保課窓口で申請してください。

※4 ⑨「課税・免税事業者届」は、令和2年4月1日を含む営業年度を課税期間とし、課税か免税かを明記してください。

## 6 申請書類の提出方法

表5の①～⑫を番号順にし、クリアファイルまたはクリアホルダー（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。紙ファイルで提出される場合は、⑪～⑫は綴じずに、添付してください。

## 7 申請事項の公表について

資格者名簿に登録された者（入札参加資格者）のうち、次の事項については公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所
- (4) 業種

## 資格審査申請書の変更届について

資格審査申請書及びその添付書類を提出後、次の事項に**変更**があったときは、変更届に変更事項を証明できる書類を添えて、必ず届出をしてください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地（電話番号、ファックス番号、メールアドレスを含む。）
- (3) 法人である場合は、その資本金額（出資総額を含む。）及び代表者の氏名
- (4) 個人である場合は、その者の氏名
- (5) 登録を受けている測量等の種類、登録番号及び登録年月日

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届の様式は、

綾部市ホームページ

産業・ビジネス > 入札・契約 > 競争入札参加資格 > 入札参加資格審査申請書記載事項変更届からダウンロードしてください。

<http://www.city.ayabe.lg.jp/kanri/sangyo/nyusatsu/sankashikaku/henko.html>

**市外業者用**

5 提出書類及び部数

| 提出書類 |                                    | 様式等   | 部数  | 備考                                    |   |
|------|------------------------------------|---|---|---------------------------------------|---|
| ①    | 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等) | 市 様式1   | 1   |                                       |   |
| ②    | 測量等実績調書                            | 任意  | 1   |                                       |   |
| ③    | 技術者経歴書                             | 全国統一様式、<br>国土交通省様式                                | 1   |                                       |   |
| ④    | 営業所一覧表                             | 同上  | 1   |                                       |   |
| ⑤    | (法人の場合)登記簿謄本                       | (法務局)   | 1   | 令和元年10月1日以降のもの。写しでも可。                 |   |
|      | (個人の場合)代表者の身分証明書                   | (本籍地の市町村)   | 1   |                                       |   |
| ⑥    | 登録証明書等                             | (発行機関)  | 1   | 令和元年10月1日以降のもの。写しでも可。 ※1              |   |
| ⑦    | 財務諸表類                              |   | 1   | (法人の場合)直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類。 |   |
|      |                                    |   |   | (個人の場合)直前営業年度の貸借対照表、損益計算書。            |   |
| ⑧    | 納税証明書<br>[国税]                      | (法人の場合)<br>法人税・消費税<br>-----<br>(個人の場合)<br>所得税・消費税 | (税務署:<br>書式その3の3)<br>-----<br>(税務署:<br>書式その3の2) | 1                                     | 令和元年10月1日以降のもの。写しでも可。<br>電子納税証明書でも可。 ※2 |
|      | 市税納税証明書                            |   | 市 第4号   | 1                                     | 綾部市に納税義務がある場合のみ                         |
| ⑨    | 委任状                                | 市   | 1   | 該当者のみ                                 |   |
| ⑩    | 誓約書                                | 市   | 1   |                                       |   |
| ⑪    | 受領書                                | 市   | 1   | 希望者のみ<br>切手貼付の返信用封筒を同封してください。         |   |

**【留意事項等】**

※1 建築設備設計業務を希望される方は、1名以上の方の有効な建築設備士登録証の写しを提出してください。(専任の建築設備士がいなければ希望できません。)

※2 電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○○会社」とし、書類提出の前日までに [kanri@city.ayabe.lg.jp](mailto:kanri@city.ayabe.lg.jp) へ Eメールを送信してください。あわせて、書類提出時には「納税証明データシート（その3）」（電子納税証明書を印刷したもの）を添付してください。

## 6 申請書類の提出方法

表5の①～⑩を番号順にし、クリアファイルまたはクリアホルダー（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。紙ファイルで提出される場合は、⑩は綴じずに、添付してください。

## 7 申請事項の公表について

資格者名簿に登録された者（入札参加資格者）のうち、次の事項については公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所
- (4) 業種

## 資格審査申請書の変更届について

資格審査申請書及びその添付書類を提出後、次の事項に**変更**があったときは、変更届に変更事項を証明できる書類を添えて、**必ず届出を**してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地（電話番号、ファックス番号、メールアドレスを含む。）
- (3) 法人である場合は、その資本金額（出資総額を含む。）及び代表者の氏名
- (4) 個人である場合は、その者の氏名
- (5) 委任行為のある場合は受任者の氏名
- (6) 登録を受けている測量等の種類、登録番号及び登録年月日

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届の様式は、

綾部市ホームページ

産業・ビジネス > 入札・契約 > 競争入札参加資格 > 入札参加資格審査申請書記載事項変更届からダウンロードしてください。

<http://www.city.ayabe.lg.jp/kanri/sangyo/nyusatsu/sankashikaku/henko.html>

綾部市公告第 1 9 5 号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

令和元年 1 2 月 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和元年度第 3 回綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は「令和 2 年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、令和 2 年 4 月 1 日以降必要に応じ採用します。

# 令和元年度 第3回 綾部市職員採用試験

事務職員・保健師・土木技師



～住んでよかった・住みたくなる・  
住み続けられるまちづくりのために～

## 1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

| 試験区分 | 採用予定人員 | 受験資格  | 職務内容      |
|------|--------|---|-----------|
| 事務職員 | 若干名    | (1) 平成3年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校（それぞれ同程度と認めるものを含む。）を卒業若しくは令和2年3月までに卒業見込みの方<br>(2) 平成3年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方（学歴は問わない。）  | 一般事務に従事   |
| 保健師  | 若干名    | 昭和59年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方、又は採用までに免許取得見込みの方。なお、免許取得見込みでこの試験に合格した方が、令和2年に実施される国家試験に不合格になった場合は、採用されません  | 保健関係業務に従事 |
| 土木技師 | 若干名    | (1) 昭和54年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校（それぞれ同程度と認めるものを含む。）を卒業若しくは令和2年3月までに卒業見込みの方で、専門課程（土木）を修得した方又は修得見込みの方<br>(2) 昭和54年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方（学歴は問わない。）のうち（1）と同程度の技術を有する方 | 土木関係業務に従事 |

※ すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条（抄） ～

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

綾部市では、「住んでよかった」「住みたくなる」「住み続けられる」まちづくりを目指して、次に掲げる人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員
- (5) 困難なことにも明るく楽しむ職員



## 2 試験の日時及び場所

|       | 日 時                                    | 場 所               |
|-------|--|-------------------|
| 第1次試験 | 令和2年1月19日(日)<br>午前9時30分<br>(受付：午前9時から) | 綾部市役所<br>(綾部市若竹町) |
| 第2次試験 | 令和2年2月2日(日)<br>※詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。 |                   |
| 第3次試験 | 令和2年2月中旬<br>※詳細は、第2次試験合格者に文書で通知します。    |                   |

※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ (<http://www.city.ayabe.lg.jp/>) でお知らせします。

## 3 試験の方法及び内容

|       | 職 種         | 試 験 方 法  |
|-------|-------------|--|
| 第1次試験 | 事務職員<br>保健師 | (1) 一般教養試験<br>(2) 適性検査                         |
|       | 土木技師        | (1) 一般教養試験<br>(2) 適性検査<br>(3) 専門試験(休憩後、午後から実施) |
| 第2次試験 | 全 職 種       | (1) 作文試験(作題指定)<br>(2) 面接試験                     |
| 第3次試験 | 全 職 種       | 面接試験   |

※各試験の内容は次のとおりです。

| 試 験 内 容 |                |  |
|---------|----------------|--|
| 第1次試験   | 一般教養試験         | 公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験(社会、人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能) 択一式。出題数40題。試験時間120分。試験問題は学歴別。 |
|         | 適性検査           | 職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる筆記試験。出題数100題。試験時間10分。   |
|         | 専門試験<br>(土木技師) | 専門的知識についての筆記試験。択一式。出題数30題。試験時間1時間30分～2時間。試験問題は学歴別。   |
| 第2次試験   | 作文試験           | 文章表現力、課題理解力、文章構成力等についての試験  |
|         | 面接試験           | 人物評価   |
| 第3次試験   | 面接試験           | 人物評価   |

## 4 受験申込手続及び申込受付期間

|             |   |
|-------------|---|
| 申込書<br>入手方法 | 申込書は、綾部市役所職員課にて配布しています。<br>綾部市ホームページ ( <a href="http://www.city.ayabe.lg.jp/">http://www.city.ayabe.lg.jp/</a> ) からでもダウンロード可能です。  |
| 申込方法        | 採用試験申込書に必要事項を記入し、本人署名の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、無帽、正面向き)を貼り、申込先へ <u>直接持参又は郵送</u> してください。郵送で申し込まれる場合は、 <u>必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験申込書在中」と朱書</u> してください。 <u>申込書の他に84円分の切手を貼り、返信先の宛名を記入した返信用封筒(長3)を必ず同封</u> してください。<br>※インターネット(電子メール)での申込受付は行っておりません。<br>※受験票が令和2年1月10日(金)までに到着しないときは、下記申込先までご連絡ください。 |
| 申込先         | 〒623-8501<br>京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市 市長公室職員課 職員・人事担当   |
| 受付期間        | <u>令和元年12月2日(月)～令和2年1月7日(火)</u><br><u>午前8時30分～午後5時15分</u><br>ただし、土曜日・日曜日・年末年始(12/28～1/5)を除きます。<br>郵送・持参ともに、締切日の午後5時15分までに申込先へ到着したものに限り受け付けます。<br>※受付期間終了後は、どのような理由があっても受付できません。   |
| その他         | 身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。  |

※採用試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

## 5 合格発表

- (1) 第1次合格発表 令和2年1月27日(月)午前10時  
合格者本人に通知するほか、綾部市ホームページに合格者の受験番号のみ発表します。  
※電話等による合否の問い合わせには応じられません。  
○綾部市ホームページ <http://www.city.ayabe.lg.jp/>  
(掲載期間：令和2年2月2日(日)午後5時まで)
- (2) 第2次合格発表 受験者本人に合否を通知します。
- (3) 最終合格発表 受験者本人に合否を通知します。



## 6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、「令和2年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和2年4月1日に採用されます。なお、令和2年度綾部市職員採用候補者名簿は、令和3年3月31日まで有効です。
- (2) 保健師試験合格者については、免許取得見込みでこの採用試験に合格した方が、令和2年3月末までに免許及び資格が取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

- (3) 最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人（採用待機者）を含みます。
- (4) 最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されています。ただし、採用待機者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。



## 7 給与、福利厚生等

(平成31年4月1日現在)

| 区 分         | 大学の新卒者   | 短期大学の新卒者 | 高校の新卒者   |
|-------------|----------|----------|----------|
| 初任給<br>(月額) | 180,700円 | 161,300円 | 148,600円 |

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

## 8 試験結果の開示

この試験結果については、綾部市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、学生証等）を持参の上、直接お越しく下さい。

| 試験           | 第1次試験   | 第2次試験                                      | 第3次試験                                   |
|--------------|---|--|---|
| 開示請求<br>できる者 | 不合格者  | 不合格者                                       | 不合格者                                    |
| 開示内容         | 第1次試験の順位及び<br>総合得点  | 第2次試験の順位及び<br>総合得点                         | 第3次試験の順位及び<br>総合得点                      |
| 開示期間         | 令和2年1月27日<br>(月)から1か月間(ただし、土、日曜日及び祝日を除く。)                   | 第2次試験合格発表の日(通知の日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び祝日を除く。) | 最終合格発表の日(通知の日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び祝日を除く。) |
| 開示場所等        | 綾部市役所本庁舎2階(綾部市市長公室職員課)<br>午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで |  |   |

住んでよかった…  
ゆったりやすらぎの  
**田園都市・綾部**

■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

TEL0773-42-4228



綾部市教育委員会告示第18号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和元年度第10回（11月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和元年11月26日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 令和元年11月29日（金）午前10時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
  - ・議第54号 綾部市教育委員会事務局組織規則の改正について
  - ・議第55号 綾部市教育委員会非常勤指導主事設置等に関する規則の改正について
- 4 事務連絡

綾部市選挙管理委員会告示第50号

令和元年12月定時登録において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿の登録の日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和元年11月11日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

選挙人名簿の登録の日 令和元年12月2日